

子育て応援特別手当 関係資料

全国児童福祉主管課長
・ 子育て応援特別手当関係課長会議

【目 次】

I 制度の概要等	1
資料 1	子育て応援特別手当の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
資料 2-1	子育て応援特別手当 Q & A (Ver. 1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
-2	子育て応援特別手当 Q & A (Ver. 2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
-3	子育て応援特別手当 Q & A (Ver. 3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
-4	子育て応援特別手当 Q & A (Ver. 4)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
資料 3	支給対象となる子の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
資料 4	子育て応援特別手当申請書<イメージ>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
II 広報関係	47
資料 5-1	リーフレット<イメージ>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
-2	ポスター<イメージ>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
-3	当面の政府広報の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
III その他	55
資料 6	子育て応援特別手当に係る資金の流れ<イメージ>・・・・・・・・・・・・・・ 57
資料 7-1	子育て応援特別手当交付金の交付について (給付費交付要綱)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
-2	子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付について (事務費交付要綱)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
-3	子育て応援特別手当の実施について(支給要領)・・・・・・・・・・・・・・ 89
-4	子育て応援特別手当の施行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
資料 8	子育て応援特別手当関係通知等資料一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

平成21年2月27日(金)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
総務課 子育て応援特別手当室

I . 制度の概要等

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたり、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

(内容)

○支給対象となる子：平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3～5歳の子)であって、第二子以降である児童(170万人程度)

※ 第二子以降の判定については、高校卒業(18歳)までの子を基礎とする。

※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

3 ○支給額：支給対象児童一人あたり3.6万円(1回払い)

○支給先：支給対象となる子の属する世帯の世帯主

(支給基準日である平成21年2月1日時点の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)

○所得制限：所得制限を設けるか否かは各市町村がそれぞれの実情に応じて判断。

所得制限を設ける場合は、定額給付金と同様、1,800万円とし、所得制限の判定は、世帯主の個人所得により判定する(世帯所得の合算はしない)。

○支給手続：各世帯主からの申請に基づき支給する。

○申請期限：各市町村における申請受付開始日から6か月

○予算額：総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)(全額国庫負担)

※ 平成20年度第二次補正予算に計上

平成21年1月8日現在

子育て応援特別手当Q & A (VER. 1)

【総論】

- 問1 子育て応援特別手当の目的及び効果は何ですか。
- 問2 子育て応援特別手当に用途の限定はあるのですか。
- 問3 市町村が行う子育て応援特別手当の法的性格は何ですか。
- 問4 子育て応援特別手当の実施にあたり、市町村において条例等を整備する必要がありますか。
- 問5 子育て応援特別手当の支給に関し、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。
- 問6 児童手当においては、公務員の子については、各所属庁の長が支給事務を行っていますが、子育て応援特別手当については、公務員の子についても市町村が支給するのですか。
- 問7 子育て応援特別手当の支給対象となる子を小学校就学前3年間の子に限定した理由は何ですか。
- 問8 子育て応援特別手当の金額を3.6万円とした根拠は何ですか。
- 問9 子育て応援特別手当は、平成20年度限りの措置なのですか。

【支給対象者】

- 問1 支給対象者の決定に係る基準日を平成21年2月1日とする理由は何ですか。
- 問2 支給対象者を住基上の世帯主としたのはなぜですか。
- 問3 第2子以降を把握する場合に、第1子を18歳以下からカウントすることとしたのはなぜですか。
- 問4 第1子が5歳、第2子が2歳の場合、支給対象となりますか。また、第1子が5歳、第2子が4歳の場合は2人が支給対象となりますか。
- 問5 第1子が20歳、第2子が12歳、第3子が5歳の場合、支給対象となりますか。
- 問6 支給対象年齢の双子がいる場合、第2子だけが支給対象となるということですか。
- 問7 世帯主が子の親でない場合も世帯主に支給するのですか。
- 問8 住民基本台帳において1世帯であれば、事実上、2つの世帯がある場合であっても、あくまで住民基本台帳の情報に基づき支給するのですか。
- 問9 住民基本台帳上、親は国内にいるものの、子が海外にいる場合は支給対象となりますか。
- 問10 第1子が学校の寄宿舎に入舎しており、子育て応援特別手当の支給要件は満たすものの、住民基本台帳上は当該子の親の世帯に1子しか子がいないと表記されている場合は、支給対象となりますか。

- 問 11 DV被害者に係る子であって、住民基本台帳上の世帯主がDV被害者の配偶者のままとされている場合について、当該世帯主に支給するのですか。
- 問 12 所得制限を設けた場合、その基準を平成21年所得（平成21年1月1日～同年12月31日までの所得）としている理由は何ですか。
また、市町村の判断により平成20年所得を所得制限の基準とすることは可能ですか。
- 問 13 所得制限は、あくまで世帯主の所得で判定し、世帯主以外の所得は勘案しないということでもいいですか。
- 問 14 所得制限を設けない場合であっても、国の交付金は給付費全額について交付されますか。
- 問 15 仮に年度内に支給が完了しない場合であっても、支給対象となる子の範囲に変更はありませんか。

【申請及び支給】

- 問 1 支給申請の受付開始は平成20年度内でなければならないのですか。
- 問 2 平成20年度内から申請を受け付けたとしても、実際の支給は平成21年度となっても構いませんか。
- 問 3 支給申請を郵送で受け付けることも可能ですか。
- 問 4 児童手当を受給している方については、児童手当に係る受給者台帳を活用し、申請を求めずに支給することも可能ですか。
- 問 5 事前に世帯主あてに通知を行う必要がありますか。
- 問 6 支給事務において、児童手当・国民健康保険等のデータを使用することは可能ですか。
- 問 7 振り込み口座は世帯主の口座に限定されますか。口座が本人名義であることの確認は必要ですか。

【その他】

- 問 1 子育て応援特別手当は課税されますか。
- 問 2 子育て応援特別手当は、生活保護の収入として認定されますか。
- 問 3 事務効率、住民利便の観点から、案内、申請書、支払いを定額給付金と一体的に処理することは可能ですか。

【総論】

問1 子育て応援特別手当の目的及び効果は何ですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、第二子以降の児童について、一人あたり3.6万円を支給するものです。

これにより、子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものと考えています。

問2 子育て応援特別手当に用途の限定はあるのですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定していますが、法令上、その用途について制限が設けられているわけではありません。

問3 市町村が行う子育て応援特別手当の法的性格は何ですか。

(答)

市町村からの贈与です。

問4 子育て応援特別手当の実施にあたり、市町村において条例等を整備する必要がありますか。

(答)

地域振興券の際と同様、要綱の制定をお願いします。

問5 子育て応援特別手当の支給に関し、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。

(答)

子育て応援特別手当の支給に係る事務は市町村の自治事務であり、当該事務に住民基本台帳を活用することができる根拠は、住民基本台帳法第1条となります。

問6 児童手当においては、公務員の子については、各所属庁の長が支給事務を行っていますが、子育て応援特別手当については、公務員の子についても市町村が支給するのですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問7 子育て応援特別手当の支給対象となる子を小学校就学前3年間の子に限定した理由は何ですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当については、

- ・ 一般に、就労家庭か否かに関わらず、保育所又は幼稚園に子供が共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること
- ・ 0～2歳の子については、別途、児童手当制度において乳幼児加算（一律5千円を加算）が行われていること

などを総合的に勘案し、その支給対象となる子を小学校就学前3年間としたところです。

問8 子育て応援特別手当の金額を3.6万円とした根拠は何ですか。

(答)

支給額については、住民税非課税世帯の保育所の自己負担額の基準等を勘案して設定したものです。

問9 子育て応援特別手当は、平成20年度限りの措置なのですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当は、「生活対策」の中で平成20年度の緊急措置として支給することとされたものであり、平成20年度限りの措置として位置付けられています。

【支給対象者】

問1 支給対象者の決定に係る基準日を平成21年2月1日とする理由は何ですか。

(答)

支給対象となる方の住民基本台帳からの抽出と支給申請までの間に住所地の異動が起こる可能性があることから、その期間をできるだけ短縮することを考慮して設定したものです。

問2 支給対象者を住基上の世帯主としたのはなぜですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであること、市町村において住民基本台帳から把握することが可能であり、支給に係る事務負担の軽減となること等を総合的に勘案して決定したものです。

問3 第2子以降を把握する場合に、第1子を18歳以下からカウントすることとしたのはなぜですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当は、多子世帯の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものですが、ほとんどの子が高校まで進学するという状況に鑑みれば、一般的に18歳に到達する年の年度末までは当該児童に稼得能力があるとは言えないことから、その手当の性格に鑑み、第2子以降の判定については、

- ① 18歳以下とし、
- ② 18歳以下の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としたものです。

問4 第1子が5歳、第2子が2歳の場合、支給対象となりますか。また、第1子が5歳、第2子が4歳の場合は2人が支給対象となりますか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであり、

- ・ 一般に、就労家庭か否かに関わらず、保育所又は幼稚園に子供が共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること
- ・ 0～2歳の子については、別途、児童手当制度において乳幼児加算（月5千円）が行われていること

などを総合的に勘案し、その支給対象となる子を小学校就学前3年間としたところです。

このようなことから、前者の例については、支給対象となりません。後者の例については、第2子である1人が支給対象となります。

問5 第1子が20歳、第2子が12歳、第3子が5歳の場合、支給対象となりますか。

(答)

第2子以降の判定については、18歳以下とし、18歳以下の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としていることから、子育て応援特別手当の支給に関しては、18歳以下のうち2番目の子である第3子の子が支給対象となります。

問6 支給対象年齢の双子がいる場合、第2子だけが支給対象となるということですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問7 世帯主が子の親でない場合も世帯主に支給するのですか。

(答)

子育て応援特別手当の支給については、対象世帯について子の監護の事実の認定を行うことは、過大な事務負担が生じかねないことから、市町村における事務処理を勘案し、子の親か否かにかかわらず、世帯主に支給することとしています。

問8 住民基本台帳において1世帯であれば、事実上、2つの世帯がある場合であっても、あくまで住民基本台帳の情報に基づき支給するのですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問9 住民基本台帳上、親は国内にいるものの、子が海外にいる場合は支給対象となりますか。

(答)

支給対象となる子は支給対象者である世帯主と同一世帯である必要があり、ご指摘のようなケースは支給されません。

問10 第1子が学校の寄宿舎に入舎しており、子育て応援特別手当の支給要件は満たすものの、住民基本台帳上は当該子の親の世帯に1子しか子がいないと表記されている場合は、支給対象となりますか。

(答)

子育て応援特別手当については、住民基本台帳の情報をもとに支給することを原則としていますが、ご指摘のような事例については、現に支給対象となりうる児童が世帯内にも関わらず支給対象としないことは適切でないと考えられることから、医療保険の被扶養者に係る被保険者証の写し等を添付して申請していただき、扶養の事実を確認することで、支給対象とすることとしています。

問 11 DV被害者に係る子であって、住民基本台帳上の世帯主がDV被害者の配偶者のま
まとなっている場合について、当該世帯主に支給するのですか。

(答)

子育て応援特別手当については、市町村の事務負担を軽減し、早期に実施するという観
点から、できる限りシンプルな仕組みとするために、基準日時点における住民基本台帳の
記録をベースに給付を行うこととしています。

DV被害者で別居している方については、加害者である配偶者等による住民基本台帳の
写しの閲覧や住民票の写しの交付等が制限される支援措置を活用し、実際に居住する住所
において住民登録をしていただくことを想定しています。

問 12 所得制限を設けた場合、その基準を平成21年所得（平成21年1月1日～同年1
2月31までの所得）としている理由は何ですか。

また、市町村の判断により平成20年所得を所得制限の基準とすることは可能で
すか。

(答)

子育て応援特別手当の支給は、平成21年に行われることから、仮に、各市町村におい
て所得制限を設ける場合の基準となる所得については、平成21年の所得としたものです。
各市町村において、所得制限の基準を変更することは想定しておりません。

問 13 所得制限は、あくまで世帯主の所得で判定し、世帯主以外の所得は勘案しないとい
うことでいいですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問 14 所得制限を設けない場合であっても、国の交付金は給付費全額について交付されま
すか。

(答)

交付されます。

問 15 仮に年度内に支給が完了しない場合であっても、支給対象となる子の範囲に変更は
ありませんか。

(答)

変更は予定していません。

【申請及び支給】

問1 支給申請の受付開始は平成20年度内でなければならないのですか。

(答)

市町村には、可能な限り、年度内の支給開始を目指していただきたいと考えていますが、最終的には各市町村の御判断によることとなります。

問2 平成20年度内から申請を受け付けたとしても、実際の支給は平成21年度となっても構いませんか。

(答)

市町村には、可能な限り、年度内の支給開始を目指していただきたいと考えていますが、最終的には各市町村の御判断によることとなります。

問3 支給申請を郵送で受け付けることも可能ですか。

(答)

可能ですが、適切な本人確認、二重支給の防止が確保できることが必要となります。

問4 児童手当を受給している方については、児童手当に係る受給者台帳を活用し、申請を求めずに支給することも可能ですか。

(答)

本人の受領の意思を確認するため、また、児童手当の受給者台帳を本人の同意なく活用することは、目的外使用となることから、子育て応援特別手当の支給においては申請をしていただくことを想定しております。

問5 事前に世帯主あてに通知を行う必要がありますか。

(答)

住民基本台帳から抽出した情報に基づき子育て応援特別手当の支給対象となる世帯主に事前に通知する方法、定額給付金の案内に同封する形で市町村内の全世帯にお知らせする方法、広報、保育所・幼稚園等を通じた周知を行う方法などから、各市町村が効率的である各種の方策を選択していただくことを想定しています。

問6 支給事務において、児童手当・国民健康保険等のデータを使用することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当の申請時において、市町村が保有する公簿の確認について同意をいただくことで参照が可能です。

問7 振り込み口座は世帯主の口座に限定されますか。口座が本人名義であることの確認は必要ですか。

(答)

振り込み口座は世帯主の口座に限定はしない方向で検討中です。また、口座の確認は、通帳のコピー等を提示していただくことにより確認することを想定しています。

【その他】

問1 子育て応援特別手当は課税されますか。

(答)

子育て応援特別手当の所得税・個人住民税上の取扱いは、一時所得とされ、これには50万円の特別控除額があるため、他に一時所得がない場合には、一般的には課税所得は発生しないものと考えられます。

なお、定額給付金については、平成20年末にとりまとめられた与党税制改正大綱において、非課税とすることとされたところです。

問2 子育て応援特別手当は、生活保護の収入として認定されますか。

(答)

収入認定除外とする方向で検討中です。

問3 事務効率、住民利便の観点から、案内、申請書、支払いを定額給付金と一体的に処理することは可能ですか。

(答)

可能です。

平成21年1月29日現在

子育て応援特別手当Q & A (VER2)

目 次

【総論】

- 問1 市町村は特別会計を設置する必要がありますか。
- 問2 本手当の対象者を抽出する際、外国人登録原票の使用も目的内使用として認められると理解してよいですか。
- 問3 住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、国において給付対象者リストを作成し、市町村に配布できないか。

【支給対象者】

- 問1 世帯主が18歳以下の場合、第1子としてカウントしてもいいですか。
同一世帯に世帯主の子として18歳以下の子がいて、当該子の子が対象年齢の場合、第2子とカウントして支給することとなりますか。
- 問2 海外にいるものの、住民基本台帳において国内の住所を有する場合、住基上において要件を満たせば支給対象となりますか。
- 問3 第1子が海外にあり、その子を含めれば支給要件を満たす場合には支給対象となりますか。
- 問4 申請期限内に申請を行った後、海外に転出した場合は、支給対象となりますか。
- 問5 支給対象となる第2子以降の子が福祉施設に入所し、住民基本台帳を施設等に異動している場合は誰に支給するのですか。
他方、第1子が福祉施設に入所しており、第2子以降の子が親と同居している場合は支給対象となりますか。
- 問6 支給対象となる第2子以降の子が里親に養育され、住民基本台帳を里親の世帯に異動している場合は支給対象となりますか。
- 問7 少年院に入院している児童の取扱いはどうなりますか。
- 問8 基準日以降に、世帯分離等が生じて世帯主が変更した場合、あくまで基準日における世帯主に支給するのですか。
- 問9 基準日において、祖父が世帯主であったが、その後、父母とその子のみが転出してしまった場合、基準日当時の世帯主にそのまま支払ってよいですか。
- 問10 基準日以降に、世帯分離等が生じたことにより、子育て応援特別手当の支給要件を満たさなくなった場合は支給対象とならないのですか。
- 問11 離婚調停中であり、別居しており、事実上は、世帯主ではない配偶者が子を養育している場合、誰に支給するのですか。
- 問12 支給対象となる「世帯が異なるものの扶養している子」の申請者は、「世帯は別だが扶養している世帯主」と「子と同世帯であるが扶養していない世帯主」のどちらで

すか。

問 13 子と別居している場合など子育て応援特別手当の支給対象はどのような考え方に基づいて整理しているのか。

問 14 離婚した夫婦がいて、夫は10歳の子を扶養しながら妻が扶養している子の養育費を支払っており、妻はパートをしながら5歳と3歳の子を扶養して、それぞれが世帯主となっている場合、夫婦双方が当該手当の申請者となれるのですか。

問 15 基準日に世帯主であった者が、申請・支給日までに離婚等により子の扶養をしなくなった場合や、親権を争っている場合でも、当該世帯主に支給するのですか。

問 16 事実上の養子として養育されている場合は支給対象となりますか。

問 17 手当支給基礎児童のカウントについて、世帯が異なるものの扶養している子等を含むとありますが、これは、3歳から5歳の子が2人おり、離婚後それぞれが1人ずつ引き取った場合に、相互に第2子として受給できるということですか。

問 18 支給対象となる子が属する世帯の世帯主と実父母が居住する市町村とで、子育て応援特別手当の支給申請が重複して行われるおそれがありますが、市町村間においてどのような確認を行う必要がありますか。また、どちらの場合を優先して支払うこととなりますか。

問 19 父が子1人と同居、母が子2人と同居している場合

1. 父は17歳の子（第1子）と同居、母は5歳の子（第2子）、3歳の子（第3子）と同居の場合、

① 第1子の住民票を提示して、母の住所地で第2子、第3子の申請をするのですか。

② 別世帯の場合、申請者と児童の続柄は住民票の筆頭者で確認するのですか。

2. 父は5歳の子（第2子）と同居、母は17歳の子（第1子）、3歳の子（第3子）と同居の場合、

① 父は、第1子・第3子の住民票を提示して第2子の手当を申請するのですか。

② 母が第3子の手当を申請する際、第2子住民票は不要ですか。

③ 別居していても父母どちらかがまとめて申請できる場合、二重支給をどのようにして防ぐのですか。

問 20 第1子（7歳）がA市に、第2子（5歳）がB市に、第3子（3歳）がC市に住民票があり、それぞれの世帯主が父、母、祖父である場合、支給はどのようになりますか。なお、児童手当は生計の中心であるA市で3人分を受給しています。

問 21 DV被害者で別居している方については、加害者である配偶者等による住民基本台帳の写しの閲覧や住民票の写しの交付等が制限される支援措置を活用し、実際に居住する住所において住民登録をしていただくことを想定しているとのことだが、住民票を異動させるために住民票のある市町村に赴く必要があるのでは実際上異動しづらいのではないか。

【所得制限】

- 問1 所得制限の下限額を1,800万円とした理由は何ですか。
- 問2 所得制限の有無について、県内で統一した取り扱いとすることは問題ありませんか。
- 問3 所得制限を設けることとした場合、平成21年所得が確定してから、子育て応援特別手当の支給を開始してもかまいませんか。
- 問4 子育て応援特別手当について、所得制限により返還を求める場合、改めてお知らせを行う必要がありますか。
- 問5 子育て応援特別手当の辞退を求める場合の「一定の考え方」とは何ですか。

【申請及び支給】

- 問1 子育て応援特別手当の申請期限は、給付申請受付開始から3か月以内又は6か月以内のいずれとなるのか。
- 問2 子育て応援特別手当の申請期間はどの時点をもって終了となるのか。また、複数の給付方式を採用する場合の取扱いはどうなるのか。
- 問3 申請期限までに申請がなかった場合、辞退とみなして問題ありませんか。
- 問4 申請期限までに申請がなかった場合、特段の対応の必要がありますか。また、その場合市町村に責任はありますか。
- 問5 子育て応援特別手当の不支給に対して、住民は行政不服申立などを行うことができますか。
- 問6 基準日以降に転出・転入が生じた場合、転出元の市町村、転出先の市町村のいずれが支給を行うのですか。
- 問7 子育て応援特別手当の支給対象となる場合については、住民基本台帳により把握できない場合があり、個別の世帯に対し案内を行うことができない場合も想定されるが、このような場合、どのように対処すべきですか。
このような場合、申請期限後であっても給付を行うことが可能ですか。
- 問8 住民基本台帳から抽出した結果に基づき、事前に対象となる世帯に案内をお送りしたが、当該案内が返戻されてきた場合、市町村として特段の対応をとる必要がありますか。
- 問9 申請書にあらかじめ住基データから抽出した情報を印字し、署名、押印、口座情報の記入のみをしていただく方法でもかまいませんか。
- 問10 振り込み口座は普通又は当座に限られますか。
- 問11 支給対象者について児童手当の振り込み口座がある場合、原則として児童手当の振り込み口座に振り込むこととする取扱いは可能ですか。
- 問12 定額給付金の方では、振り込み先口座を水道料金や税金の振替用に把握している口座とすることができるようですが、子育て応援特別手当も同様ですか。
また、水道の振替用口座をあらかじめ印字した申請書を世帯主に送付し、その口座のまま支給するか、別の口座に振り込むかを選択していただくような様式の申請書としても問題ありませんか。
- 問13 郵便局への振り込みには対応する必要がありますか。
- 問14 一つの申請で複数の振り込み口座（親の口座、子の口座への分割支給など）を指定

することは可能ですか。

問 15 定額小為替による支給を行ってもよいですか。

問 16 支給開始日を県内で統一する必要はありますか。

問 17 申請期間中の申請に対する払込完了の時期も市町村において決定してよいですか。

問 18 虚偽申請であったことが後に判明した場合は、返還を求めることとなりますか。

【支給台帳の管理】

問 1 第 1 子が学校の寄宿舎に入舎している場合など住民基本台帳から把握できないものの、子育て応援特別手当の支給対象となる場合には、申請があった段階で支給台帳に追記するということが構いませんか。

問 2 支給台帳等について、他の行政の実施を行うために子育て応援特別手当担当者以外の者が閲覧することは可能ですか。

【その他】

問 1 支給決定通知・支払い通知等を省略したいが、差し支えありませんか。

問 2 税務申告指導等を行う必要がありますか。

問 3 子育て応援特別手当は、児童手当の所得判定においてどのような取扱いとなりますか。

問 4 保育料滞納者等にも子育て応援特別手当は支給されますか。

問 5 子育て応援特別手当について、税金、保育料等の未納分への充当、差し押さえを行うことは可能ですか。

問 6 支給額を一般的に口座振込とした場合でも、保育料等を滞納している場合は、現金（窓口）支給とし、納入を呼びかけることができますか。

問 7 区分経理の適当な方法とはどのような対応が想定されていますか。

問 8 定額給付金支給事務と経費が区分されていれば、執行する予算科目に限定はないですか。

問 9 定額給付金と一体的に事務を行うことにより、事務費の区分が不明確になることが考えられますが、その場合の取扱いはどうなりますか。

問 10 年度を越えて支給する場合には、繰越明許の必要がありますが、その理由を教えてください。

問 11 いわゆる施越については認められるのか。

問 12 ①子育て応援特別手当の申請を辞退した者や②所得が一定額以上の方には支給しないとする市町村において支給されなかった者がいる場合、当該支給されなかった給付額の分は、市町村が自由に他の用途に使うことができるか。

問 13 金融機関への振込手数料は事務費の対象となるのか。また、全国統一の振込手数料を設定する予定はあるか。

問 14 各市町村の住民基本台帳に係るシステム等の改修プログラムについて、国で一括して作成をし、配布する方式はとれないか。

問 15 本事業について民間事業者への委託は可能ですか。また、その範囲はどの程度ですか。委託料は全額国負担となりますか。

【総論】

問1 市町村は特別会計を設置する必要はありますか。

(答)

経理が明確になれば、市町村において特別会計の設置をする必要は必ずしもありません。

問2 本手当の対象者を抽出する際、外国人登録原票の使用も目的内使用として認められると理解してよいですか。

(答)

住民基本台帳の利用については、住民基本台帳法第1条に「住民に関する事務の処理の基礎とする」と定められており、各市町村の個人情報保護条例の規定に関わらず住民基本台帳法第1条の規定により利用が可能です。

他方、同一市町村内における外国人登録原票の利用については、外国人登録法に上記の住民基本台帳法第1条に相当する規定がないため、その利用に当たっては、当該市町村の一般的な個人情報の取扱いによることとなります。したがって、各市町村の個人情報保護条例が外国人登録原票の情報の利用について個人情報保護審議会への諮問等の手続きを要求している場合には、この手続きを行うことが必要と考えられます。

問3 住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、国において給付対象者リストを作成し、市町村に配布できないか。

(答)

住民基本台帳ネットワークシステムで扱われる情報は、氏名、生年月日、性別、住所等の本人確認情報に限られ、世帯主や続柄の情報は含まれないため、世帯主を申請・受給者とし、世帯ごとに給付する今回の仕組みでは、活用できません。

また、住民基本台帳ネットワークの利用に関しては、住民基本台帳法により、情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的が限定されており、法律を改正しない限り、子育て応援特別手当に関して利用することは不可能です。

【支給対象者】

問1 世帯主が18歳以下の場合、第1子としてカウントしてもいいですか。
同一世帯に世帯主の子として18歳以下の子がいて、当該子の子が対象年齢の場合、第2子とカウントして支給することとなりますか。

(答)

ご指摘のような場合については、第1子としてカウントして差し支えありません。

問2 海外にいるものの、住民基本台帳において国内の住所を有する場合、住基上において要件を満たせば支給対象となりますか。

(答)

支給対象となります。

問3 第1子が海外にあり、その子を含めれば支給要件を満たす場合には支給対象となりますか。

(答)

ご指摘のケースにおいて、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、子育て応援特別手当の支給対象となることもあり得ます。

問4 申請期限内に申請を行った後、海外に転出した場合は、支給対象となりますか。

(答)

支給対象となります。

問5 支給対象となる第2子以降の子が福祉施設に入所し、住民基本台帳を施設等に異動している場合は誰に支給するのですか。
他方、第1子が福祉施設に入所しており、第2子以降の子が親と同居している場合は支給対象となりますか。

(答)

前者のケースは、当該子に係る子育て費用につき措置費等の公費により賄われていることから支給対象となりません。

後者のケースについては、第2子以降の属する世帯主が医療保険被保険者証、措置決定通知書等を添付し、申請することで支給することとなります。

問6 支給対象となる第2子以降の子が里親に養育され、住民基本台帳を里親の世帯に異動している場合は支給対象となりますか。

(答)

ご指摘のようなケースは支給対象となりません。

問7 少年院に入院している児童の取扱いはどうなりますか。

(答)

少年院に入院している場合は、一般的に住民基本台帳の異動がないと考えられることから、住民基本台帳の情報に基づき、支給基礎児童に含めて差し支えありません。

問8 基準日以降に、世帯分離等が生じて世帯主が変更した場合、あくまで基準日における世帯主に支給するのですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問9 基準日において、祖父が世帯主であったが、その後、父母とその子のみが転出してしまった場合、基準日当時の世帯主にそのまま支払ってよいですか。

(答)

基準日における住民基本台帳の情報に基づき支給することとしていますので、ご指摘のとおりです。

問10 基準日以降に、世帯分離等が生じたことにより、子育て応援特別手当の支給要件を満たさなくなった場合は支給対象とならないのですか。

(答)

支給要件の判定は、基準日において判断していただくこととなりますので、ご指摘のような場合は、支給して差し支えありません。

問11 離婚調停中であり、別居しており、事実上は、世帯主ではない配偶者が子を養育している場合、誰に支給するのですか。

(答)

住民基本台帳上の世帯主に支給することとなります。

問12 支給対象となる「世帯が異なるものの扶養している子」の申請者は、「世帯は別だが扶養している世帯主」と「子と同世帯であるが扶養していない世帯主」のどちらですか。

(答)

子育て応援特別手当については、第2子以降の子が属する世帯の世帯主に支給することとなります。

問 13 子と別居している場合など子育て応援特別手当の支給対象はどのような考え方に基づいて整理しているのか。

(答)

子育て応援特別手当の支給に係る原則は以下のとおりです。

- ① 住民基本台帳の同一世帯に属する支給対象となる子につき、世帯主に支給する。
- ② 第2子以降の子が属する世帯の世帯主に対して支給する。
- ③ 第1子と第2子以降の子が別居している場合については、これらの子が一の者の扶養に入っている場合には、第2子以降の子と第1子が同居しているものとみなし、当該第2子以降の子が属する世帯の世帯主ごとに子育て応援特別手当を支給する。

問 14 離婚した夫婦がいて、夫は10歳の子を扶養しながら妻が扶養している子の養育費を支払っており、妻はパートをしながら5歳と3歳の子を扶養して、それぞれが世帯主となっている場合、夫婦双方が当該手当の申請者となれるのですか。

(答)

住民基本台帳の情報に基づき支給することから、ご指摘のケースについては、原則として、妻の属する世帯の世帯主に対し1人分の子育て応援特別手当を支給することとなります。

なお、ご指摘のケースにおいて、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、10歳の子を第1子と算定し、当該被扶養者の子を基礎として第2子以降となる子が属する世帯の世帯主が2人分の子育て応援特別手当を受給することもあり得ます。

問 15 基準日に世帯主であった者が、申請・支給日までに離婚等により子の扶養をしなくなった場合や、親権を争っている場合でも、当該世帯主に支給するのですか。

(答)

基準日における世帯主に支給することとなります。

問 16 事実上の養子として養育されている場合は支給対象となりますか。

(答)

他の要件を満たせば、支給対象となり得ます。

問 17 手当支給基礎児童のカウントについて、世帯が異なるものの扶養している子等を含むとありますが、これは、3歳から5歳の子が2人おり、離婚後それぞれが1人ずつ引き取った場合に、相互に第2子として受給できるということですか。

(答)

住民基本台帳の情報に基づき支給することから、ご指摘のケースについては、原則として、子育て応援特別手当の支給対象とはなりません。

なお、ご指摘のケースにおいて、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、当該被扶養者の子を基礎として第2子以降となる子が属する世帯の世帯主が子育て応援特別手当を受給することもあり得ます。

問 18 支給対象となる子が属する世帯の世帯主と実父母が居住する市町村とで、子育て応援特別手当の支給申請が重複して行われるおそれがありますが、市町村間においてどのような確認を行う必要がありますか。また、どちらの場合を優先して支払うこととなりますか。

(答)

子育て応援特別手当は、第2子以降の子が属する世帯において支給要件を満たすか否かを判断することとしており、支給申請が重複して行われることはないものと考えています。

問 19 父が子1人と同居、母が子2人と同居している場合

1. 父は17歳の子(第1子)と同居、母は5歳の子(第2子)、3歳の子(第3子)と同居の場合、
 - ① 第1子の住民票を提示して、母の住所地で第2子、第3子の申請をするのですか。
 - ② 別世帯の場合、申請者と児童の続柄は住民票の筆頭者で確認するのですか。
2. 父は5歳の子(第2子)と同居、母は17歳の子(第1子)、3歳の子(第3子)と同居の場合、
 - ① 父は、第1子・第3子の住民票を提示して第2子の手当を申請するのですか。
 - ② 母が第3子の手当を申請する際、第2子住民票は不要ですか。
 - ③ 別居していても父母どちらかがまとめて申請できる場合、二重支給をどのようにして防ぐのですか。

(答)

住民基本台帳の情報に基づき支給することから、ご指摘のケースについては、原則として、母の属する世帯の世帯主に対し1人分の子育て応援特別手当を支給することとなります。

なお、1及び2のケースにおいて、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、当該被扶養者の子を基礎として第2子以降となる子が属する世帯のそれぞれの世帯主が子育て応援特別手当を受給することもあり得ます。

問 20 第1子(7歳)がA市に、第2子(5歳)がB市に、第3子(3歳)がC市に住
民票があり、それぞれの世帯主が父、母、祖父である場合、支給はどのようになりま
すか。なお、児童手当は生計の中心であるA市で3人分を受給しています。

(答)

住民基本台帳の情報に基づき支給することから、ご指摘のケースについては、原則として、子育て応援特別手当は支給されません。

なお、ご指摘のケースにおいて、子全てが医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合等は、当該被扶養者の子を基礎として第2子以降となる子が属する世帯のそれぞれの世帯主が子育て応援特別手当を受給することもあり得ます。

問 21 DV被害者で別居している方については、加害者である配偶者等による住民基本台帳の写しの閲覧や住民票の写しの交付等が制限される支援措置を活用し、実際に居住する住所において住民登録をしていただくことを想定しているとのことだが、住民票を異動させるために住民票のある市町村に赴く必要があるのでは実際上異動しづらいのではないか。

(答)

遠隔地からの転出届については、郵送で受け付け、2月1日の基準日における住民票の異動が円滑に行われるため、迅速に処理するよう総務省から各地方公共団体に対し要請が行われたところです。

また、住民基本台帳においては、生活の本拠であると認められる場合にあっては、実家、知人宅等に住民票の異動を行うことが可能であることについてもご留意ください。

【所得制限】

問1 所得制限の下限額を1,800万円とした理由は何ですか。

(答)

1,800万円という基準については、定額給付金において、所得1,800万円は年間の給与収入金額に換算すると2,000万円を超える程度となり、この金額は所得税において確定申告義務があること等から、一つの分かりやすい目安として、平成20年11月12日の与党合意において決定されたものであり、子育て応援特別手当においてもこれを踏襲したものです。

問2 所得制限の有無について、県内で統一した取り扱いとすることは問題ありませんか。

(答)

所得制限の有無については、各市町村のご判断に基づくものとしており、ご指摘のような取り扱いも可能です。

問3 所得制限を設けることとした場合、平成21年所得が確定してから、子育て応援特別手当の支給を開始してもかまいませんか。

(答)

子育て応援特別手当は、平成20年度の緊急措置として実施するものであり、補助事業として行うものですので、一定の期間内において精算を行う必要があることから、ご指摘のように平成21年所得が確定してから支給を開始することは想定していません。

問4 子育て応援特別手当について、所得制限により返還を求める場合、改めてお知らせを行う必要がありますか。

(答)

特別手当を返還することについて事前に同意を得ていることから、必須ではありませんが、あらかじめお知らせをされても差し支えありません。

問5 子育て応援特別手当の辞退を求める場合の「一定の考え方」とは何ですか。

(答)

世帯主の所得が、市町村が設定する基準額（所得制限と異なり、下限はなし）を上回るものが想定される場合、支給対象者本人が本手当について不要と判断される場合等には、当該世帯主の子育て応援特別手当の支給を辞退することを呼びかけることを想定しています。

なお、辞退を求めるとは、強制的な返還ではなく、世帯主の意思に基づき、申請を辞退することを意味しています。この際、辞退の意思を示す書類を提出していただくことは必要ありません。

【申請及び支給】

問1 子育て応援特別手当の申請期限は、給付申請受付開始から3か月以内又は6か月以内のいずれとなるのか。

(答)

6か月となります。

問2 子育て応援特別手当の申請期間はどの時点をもって終了となるのか。また、複数の給付方式を採用する場合の取扱いはどうなるのか。

(答)

申請受付開始日から6か月が経過した日をもって、申請期間は終了します。

また、市町村が郵送・窓口受付など複数の方法により申請を受け付ける場合、いずれかの方法について最初に開始した日を申請開始日とし、それから6か月経った日をもっていずれの方法による受付も終了します。

問3 申請期限までに申請がなかった場合、辞退とみなして問題ありませんか。

(答)

差し支えありませんが、申請期限に関する周知・広報等を適切に行っていただきますようお願いいたします。

問4 申請期限までに申請がなかった場合、特段の対応の必要がありますか。また、その場合市町村に責任はありますか。

(答)

国としては、申請期限までに申請をいただくように広報に努めますが、各地方公共団体においても、周知・広報を行っていただくようお願いいたします。

なお、本特別手当については、申請に基づき支給することとしておりますので、申請がなかった場合に市町村の責任が問われるものではないと考えています。

問5 子育て応援特別手当の不支給に対して、住民は行政不服申立などを行うことができますか。

(答)

子育て応援特別手当の支給の法的性格は贈与であり、行政処分ではありませんので、支給しないことについて不服申立等の対象とはなりません。

問6 基準日以降に転出・転入が生じた場合、転出元の市町村、転出先の市町村のいずれが支給を行うのですか。

(答)

世帯が基準日より後に転出し、他市町村に転入した場合も、基準日において住民基本台帳上の住所が所在する市町村が、子育て応援特別手当の支給を行います。

このような取扱いとする理由は、基準日時点での居住団体から給付を受けることとすれば、基準日時点で給付対象者リストが確定することになり、住所の異動に関しては、その

後の給付対象者の追加・削除の手間がかからず、また、同じ住民が複数のリストに掲載されることはないことから、二重給付のおそれがなくなることを考慮したものです。

また、子育て応援特別手当の申請・給付は、振込方式を中心に行われることを想定していることから、必ずしも役所に直接出向く必要はなく、遠隔地からの申請・受給であっても、大きな不都合はないものと考えられます。

一方、基準日より後の転出・転入により給付する団体を変更する場合には、基準日時点で作成した対象者リストを更新（又は変更を加える）ことが必要となりますが、その手間は大きく、結果として、漏れや二重記載が出るおそれがあります。また、転入先で給付を行う前提として、二重給付を避けるために、転出元でまだ給付を受けていないことを証明する書類（未受給証明書）の交付が必要となりますが、その交付に手間がかかることや、交付を受けた者が紛失した場合の確認や再発行の手続まで整理しなければならず、いずれにせよ、事務量の増大が予想されるといった問題があります。

問7 子育て応援特別手当の支給対象となる場合については、住民基本台帳により把握できない場合があります、個別の世帯に対し案内を行うことができない場合も想定されるが、このような場合、どのように対処すべきですか。

このような場合、申請期限後であっても給付を行うことが可能ですか。

（答）

子育て応援特別手当については、各世帯への個別の案内のほかに、市の広報、保育所・幼稚園を通じた周知等により、支給対象となる方から申請をしていただくことが原則となります。

国としても、国民のみなさんに子育て応援特別手当を認知していただけるよう、広報に努めることとしております。

なお、今般の子育て応援特別手当については、補助事業として行うものですので、一定の期間内において精算を行う必要があることから、申請期限後に支給を行うことは想定していません。

問8 住民基本台帳から抽出した結果に基づき、事前に対象となる世帯に案内をお送りしたが、当該案内が返戻されてきた場合、市町村として特段の対応をとる必要がありますか。

（答）

市町村として、特段の対応は不要ですが、子育て応援特別手当については、各世帯への個別の案内のほかに、市の広報、保育所・幼稚園を通じた周知等を行っていただくようお願いいたします。

問9 申請書にあらかじめ住基データから抽出した情報を印字し、署名、押印、口座情報の記入のみをしていただく方法でもかまいませんか。

（答）

差し支えありません（個人情報の取り扱いには留意が必要です）。

問 10 振り込み口座は普通又は当座に限られますか。

(答)

特段の制限を設けることは想定していません。

問 11 支給対象者について児童手当の振り込み口座がある場合、原則として児童手当の振り込み口座に振り込むこととする取り扱いは可能ですか。

(答)

差し支えありません（個人情報の取り扱いには留意が必要です）。

問 12 定額給付金の方では、振り込み先口座を水道料金や税金の振替用に把握している口座とすることができるようですが、子育て応援特別手当も同様ですか。

また、水道の振替用口座をあらかじめ印字した申請書を世帯主に送付し、その口座のまま支給するか、別の口座に振り込むかを選択していただくような様式の申請書としても問題ありませんか。

(答)

差し支えありません（個人情報の取り扱いには留意が必要です）。

問 13 郵便局への振り込みには対応する必要がありますか。

(答)

対応していただく必要があります。

詳細については、「子育て応援特別手当事業（金融機関関係）の留意点について（事務連絡）」（平成21年1月27日）をご参照ください。

問 14 一つの申請で複数の振り込み口座（親の口座、子の口座への分割支給など）を指定することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当は一時金として支給されるものであり、また、実務上の混乱を避けるため、複数の振り込み口座の指定を認めることは想定しておりません。

問 15 定額小為替による支給を行ってもよいですか。

(答)

想定しておりません。

問 16 支給開始日を県内で統一する必要はありますか。

(答)

統一することも可能です。

問 17 申請期間中の申請に対する払込完了の時期も市町村において決定してよいですか。

(答)

払込完了の時期につき各市町村において決定することは差し支えありませんが、交付金の精算時期に間に合わせる必要があることには留意が必要です。

問 18 虚偽申請であったことが後に判明した場合は、返還を求めることとなりますか。

(答)

ご指摘のとおりです。

【支給台帳の管理】

問1 第1子が学校の寄宿舎に入舎している場合など住民基本台帳から把握できないものの、子育て応援特別手当の支給対象となる場合には、申請があった段階で支給台帳に追記するという構いませぬか。

(答)

ご指摘のような事務処理で差し支えありません。

問2 支給台帳等について、他の行政の実施を行うために子育て応援特別手当担当者以外の者が閲覧することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当に係る支給台帳等を本人の同意なく、他の行政を実施するために活用することは個人情報保護の観点から困難です。

【その他】

問1 支給決定通知・支払い通知等を省略したいが、差し支えありませんか。

(答)

差し支えありません。

問2 税務申告指導等を行う必要がありますか。

(答)

子育て応援特別手当に係る事務の一環として、税務申告指導まで行っていただくことは想定していません。

問い合わせ等あれば適切にアドバイスをお願いします。

問3 子育て応援特別手当は、児童手当の所得判定においてどのような取扱いとなりますか。

(答)

子育て応援特別手当は、一時所得として課税されることから、通常の所得として算定することとなります。

問4 保育料滞納者等にも子育て応援特別手当は支給されますか。

(答)

支給されます。

問5 子育て応援特別手当について、税金、保育料等の未納分への充当、差し押さえを行うことは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定しています。

ご指摘の点について、法的な制限はありませんが、本手当の趣旨を踏まえ、慎重な対応をとっていただく必要があるものと考えています。

問6 支給額を一般的に口座振込とした場合でも、保育料等を滞納している場合は、現金(窓口)支給とし、納入を呼びかけることができますか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定しています。

ご指摘の点について、法的な制限はありませんが、本手当の趣旨を踏まえ、慎重な対応をとっていただく必要があるものと考えています。

問7 区分経理の適当な方法とはどのような対応が想定されていますか。

(答)

目内の事業別による区分を想定しています。

また、特別手当額分を計上する節は、第19節「負担金、補助及び交付金」が適当であると考えています。

問8 定額給付金支給事務と経費が区分されていれば、執行する予算科目に限定はないですか。

(答)

ありません。

問9 定額給付金と一体的に事務を行うことにより、事務費の区分が不明確になることが考えられますが、その場合の取扱いはどうなりますか。

(答)

定額給付金の支給に係る事務費(システム改修費を除く。)と一体的に処理する場合には、各々の支給件数により按分するなどして算出した経費を計上することを想定しております。

問10 年度を越えて支給する場合には、繰越明許の必要がありますが、その理由を教えてください。

(答)

国の予算においては、請求の遅延その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるためという理由となります。

問11 いわゆる施越については認められるのか。

(答)

子育て応援特別手当の給付に要する事務経費については、子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定前に執行した経費であっても、「生活対策」(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)を受けて開始された子育て応援特別手当の事務に係るものであれば、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象としております。

問12 ①子育て応援特別手当の申請を辞退した者や②所得が一定額以上の方には支給しないとする市町村において支給されなかった者がいる場合、当該支給されなかった給付額の分は、市町村が自由に他の用途に使うことができるか。

(答)

子育て応援特別手当に係る交付金は、市町村が実際に住民に給付した額に対して交付されるものです。そのため、住民が辞退したりした結果給付されなかった部分については、市町村に対して交付されず(概算交付していた場合は精算)、したがって、市町村が他の用途に使うことはできません。このように、補助金をその目的以外のものに充てることができないことは、他の補助金と同様です。

問 13 金融機関への振込手数料は事務費の対象となるのか。また、全国統一の振込手数料を設定する予定はあるか。

(答)

金融機関への振込手数料は、事務費の対象項目です。

なお、厚生労働省から全国統一の単価を示すことは、自由競争を制限することにもつながりかねず独占禁止法に抵触するおそれがあるものと解されるため、全国一律の振込手数料を設定する予定はありません。

問 14 各市町村の住民基本台帳に係るシステム等の改修プログラムについて、国で一括して作成をし、配布する方式はとれないか。

(答)

各市町村の住民基本台帳に係るシステム等については、全国レベルで見れば多種多様な業者のシステムがあり、また開発経緯等も様々ですので、国で改修プログラムを作成し配布を行うのは現実的には困難です。

しかしながら、一方で子育て応援特別手当は全国で一斉に支給されることから、改修プログラムの開発がスムーズに行えるよう、関連業者に集まっていただき子育て応援特別手当の仕組みの概要について厚生労働省から説明を行ったところです。

今後も必要に応じ関連業者に情報提供を行ってまいります。

問 15 本事業について民間事業者への委託は可能ですか。また、その範囲はどの程度ですか。委託料は全額国負担となりますか。

(答)

民間への委託について制約はありませんが、子育て応援特別手当の支給が贈与であることから、その成立のため、申請の受付については市区町村で行う必要があります。

委託費については、交付要綱の範囲により補助することは可能です。

平成21年2月3日現在

子育て応援特別手当Q&A（VER. 3）

目 次

【予算関連】

- 問1 子育て応援特別手当事務取扱交付金の基本的な考え方如何。
- 問2 地方公共団体職員の人件費は補助対象となるのか。
- 問3 子育て応援特別手当担当課を設置し、他の部局から職員を異動させて専任職員として配置した場合でも本給は対象とならないのか。
- 問4 任期付任用職員の給与は補助対象となるのか。
- 問5 雇用対策として多数の臨時職員を雇用することは可能か。
- 問6 子育て応援特別手当に係る事務委託において、当該委託料に含まれる人件費見合いの額について補助対象となるのか。
- 問7 支給の方法は、口座への振込が原則であるが、例外的に生じる隔地払い等における支給方法として、小切手、郵便為替払出証書の方法が考えられるが、その際に生じる手数料は補助の対象となるのか。
- 問8 申請書の印刷や封入封緘等に係る外部委託経費は、補助対象となるのか。
- 問9 備品購入費は補助対象となるのか。
- 問10 市町村における子育て応援特別手当関係の補正予算を審議するための臨時議会に要する経費は、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象となるか。
- 問11 申請書を申請・受給者に郵便で送付する際に、簡易書留で行うことは可能か。
- 問12 市町村分の子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定までの手続如何。
- 問13 子育て応援特別手当事務取扱交付金について概算払できるのか。
- 問14 事業終了が平成21年度となることから会計手続きとして繰越明許をとることになるのか。
- 問15 都道府県の事務費は繰越が可能か（人件費は繰越できないのではないか）。

【予算関連】

問1 子育て応援特別手当事務取扱交付金の基本的な考え方如何。

(答)

子育て応援特別手当の実施に係る事務費については、必要な経費は全額国費で措置することを原則とし、交付要綱において必要と考えられる一般的な経費を定めたところです。

ただし、住民基本台帳システム等の改修経費については、定額給付金事務費補助金に一括計上されておりますので、定額給付金事務費補助金交付要綱に基づき、対象経費を支弁していただくようお願いします。

問2 地方公共団体職員の人件費は補助対象となるのか。

(答)

人件費についても、子育て応援特別手当の実施により必要となる時間外勤務手当については、国庫補助の対象となります。

また、臨時職員の賃金についても、対象となります。

ただし、一般職員の本給については、本事業の実施により追加で必要となるものではないことから、国庫補助の対象とはなりません。

問3 子育て応援特別手当担当課を設置し、他の部局から職員を異動させて専任職員として配置した場合でも本給は対象とならないのか。

(答)

このような場合であっても、本給については、追加で必要となるものではないことから、国庫補助の対象となりません。

しかし、専任職員の異動元の課等において、実員減により増加した超過勤務手当については、関連性の説明ができる範囲を子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象として差し支えありません。

問4 任期付任用職員の給与は補助対象となるのか。

(答)

子育て応援特別手当事務に従事するために任用した任期付職員及び定年退職者等の再任用職員であれば、国庫補助の対象となり得ます。

問5 雇用対策として多数の臨時職員を雇用することは可能か。

(答)

臨時職員の雇用に伴う賃金については、子育て応援特別手当の事務に係るものであれば国庫補助対象となります。

ただし、本事業に限ったことではありませんが、臨時職員を子育て応援特別手当以外の業務に従事させている場合には、国庫補助対象外となる場合があるのでご注意ください。

(補助金をその他の目的に使用することは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条第1項」により認められていません。)

問6 子育て応援特別手当に係る事務委託において、当該委託料に含まれる人件費見合いの額について補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えありません。

問7 支給の方法は、口座への振込が原則であるが、例外的に生じる隔地払い等における支給方法として、小切手、郵便為替払出証書の方法が考えられるが、その際に生じる手数料は補助の対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えありません。

なお、金融機関における処理の問題があるため、金融機関側と予め十分にご協議下さい。

問8 申請書の印刷や封入封緘等に係る外部委託経費は、補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えありません。

問9 備品購入費は補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象外です。子育て応援特別手当事業は事業期間が短いため、必要な備品については、購入するのではなく、リース等でご対応ください。

問10 市町村における子育て応援特別手当関係の補正予算を審議するための臨時議会に要する経費は、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象となるか。

(答)

子育て応援特別手当の支給との関連性が合理的に説明できる範囲で対象となります。

問11 申請書を申請・受給者に郵便で送付する際に、簡易書留で行うことは可能か。

(答)

可能です。なお、申請書については、それ自体は有価証券性がないものであり、当該申請書に本人確認書類の写しを添付して、市町村に申請することにより初めて支給決定に結びつくものであるため、その送付に関しては、必ずしも記録扱いで発送する必要はなく、市町村で一般的に住民あてに送付している、例えば選挙における投票所入場券などの郵便物を参考に、予算の効率化を十分にご検討の上、判断をいただくようお願いします。

問 12 市町村分の子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定までの手続如何。

(答)

市町村分の子育て応援特別手当事務取扱交付金については、多くの市町村において明許繰越を行うことが想定されており、おおむね次のとおりの手続となります。

① 市町村から厚生労働省への交付申請書の提出（都道府県経由）

※ 現在、調整中ですが、補助金適正化法に基づき事務の委任を受けない都道府県下の市町村においては、厚生労働省に対し、直接申請を行うこととなります。

② 厚生労働省において交付決定（厚生労働省から都道府県への支出負担行為計画示達。厚生労働省において支出負担行為）

なお、上記の他、都道府県においては、市町村からの交付申請に基づき、財務省財務局へ翌年度にわたる債務負担の承認手続を行うこととなります。（詳細については後日通知する予定）。

問 13 子育て応援特別手当事務取扱交付金について概算払できるのか。

(答)

交付決定額の範囲内において、市町村が平成 20 年度内に支払義務が発生すると見込まれる申請額に基づき、概算払する予定です。

問 14 事業終了が平成 21 年度となることから会計手続きとして繰越明許をとることになるのか。

(答)

ご指摘のとおりです。そのため、市町村においては平成 20 年度において繰越明許費を設定する必要があります。

問 15 都道府県の事務費は繰越が可能か（人件費は繰越できないのではないか）

(答)

可能です（繰越することができる経費について、特に限定されたものではありません）。

平成21年2月20日現在

子育て応援特別手当Q & A (VER.4)

目 次

- 問1 外国人登録の場合、被扶養者・扶養人数をどのように把握すればよいですか。
- 問2 外国人については、児童及び支給対象者の在留資格及び在留期限の確認を行うのですか。また、確認を行う際の添付書類は何ですか。
- 問3 外国人の親と日本国籍の子がいる場合、住民基本台帳上は子が世帯主となりますが、支給対象者は子になりますか。
- 問4 外国籍の父と日本国籍の母子といった世帯は、父と母子で世帯が別れている可能性があります。その場合は父母どちらに支給するのですか。
- 問5 同一住所だが、父親と母親がそれぞれ世帯主で、それぞれ支給要件を満たす場合は、両者が手当を受け取れますか。
(例) ①世帯主＝日本人父、日本国籍の子2人 ②世帯主＝外国人母、外国籍の子2人
- 問6 児童が世帯主ということもありうるが、この場合の申請者は児童でよいですか。
(例) 父：日本国籍、母：外国籍、児童二人：日本国籍で、父母が離婚し、母が児童を引き取った場合

問1 外国人登録の場合、被扶養者・扶養人数をどのように把握すればよいですか。

(答)

外国人に対する子育て応援特別手当の支給に係る原則は以下のとおりです。

- ① 外国人が含まれる世帯であっても、住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が可能である場合は、当該情報に基づき支給する。
- ② 世帯に住民基本台帳上の世帯主がいる場合には、当該世帯主に対して支給する。
- ③ 住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が困難な場合は、外国人登録証明書の世帯主の表記により同一世帯主に属していることが確認でき、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は支給する。
- ④ 外国人登録証明書の世帯主の標記により同一世帯主に属していることが確認できない場合であっても、医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合は、同一の世帯とみなし、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は支給する。

問2 外国人については、児童及び支給対象者の在留資格及び在留期限の確認を行うのですか。また、確認を行う際の添付書類は何ですか。

(答)

外国人については、世帯主、第1子及び第2子以降の子全ての外国人登録証明書の写しを添付して申請していただくこととしております。

問3 外国人の親と日本国籍の子がいる場合、住民基本台帳上は子が世帯主となりますが、支給対象者は子になりますか。

(答)

ご指摘のような場合は、住民基本台帳上の世帯主である子が支給対象者となりますが、外国人登録原票において同一世帯であることが確認できる場合、医療保険被保険者証で扶養関係を確認すること等により、外国人の親が代理申請できる方向で検討しています。

問4 外国籍の父と日本国籍の母子といった世帯は、父と母子で世帯が別れている可能性があります。その場合は父母どちらに支給するのですか。

(答)

住民基本台帳により把握が可能である日本人の母に支給することとなります。

問5 同一住所だが、父親と母親がそれぞれ世帯主で、それぞれ支給要件を満たす場合は、両者が手当を受け取れますか。

(例) ①世帯主=日本人父、日本国籍の子2人 ②世帯主=外国人母、外国籍の子2人

(答)

ご指摘のとおりです。

問6 児童が世帯主ということもありうるが、この場合の申請者は児童でよいですか。

(例) 父：日本国籍、母：外国籍、児童二人：日本国籍で、父母が離婚し、母が児童を引き取った場合

(答)

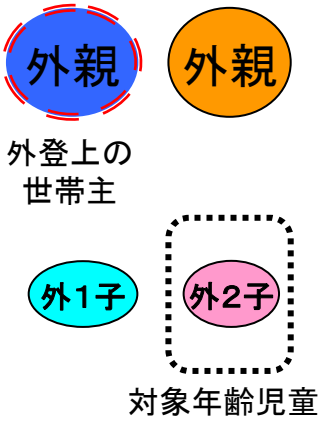
ご指摘のような場合は、住民基本台帳上の世帯主である子が支給対象者となりますが、外国人登録原票において同一世帯であることが確認できる場合、医療保険被保険者証で扶養関係を確認すること等により、外国人の親が代理申請できる方向で検討しています。

外国人に係る支給について

【外国人への支給に係る原則】

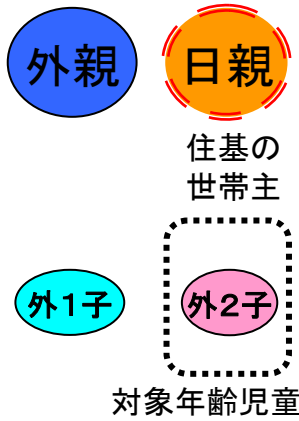
- ① 外国人が含まれる世帯であっても、住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が可能である場合は、当該情報に基づき支給する。
- ② 世帯に住民基本台帳上の世帯主がいる場合には、当該世帯主に対して支給する。
- ③ 住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が困難な場合は、外国人登録証明書の世帯主の表記により同一世帯主に属していることが確認でき、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は、子育て応援特別手当を支給する。
- ④ 外国人登録証明書の世帯主の表記により同一世帯主に属していることが確認できない場合であっても、医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合は、同一の世帯とみなし、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は、子育て応援特別手当を支給する。

ケースA



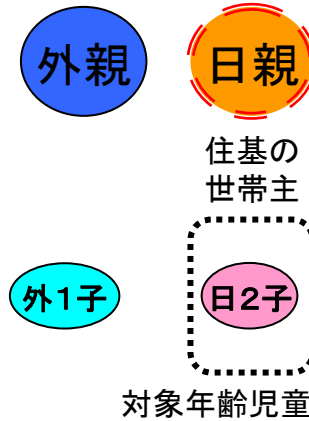
- ① 外登証により外親が外国人登録上の世帯主であることを確認。
- ② 外親、外1、外2の外登証を添付させ、外1子及び外2子の世帯主が外親となっているか確認。

ケースB



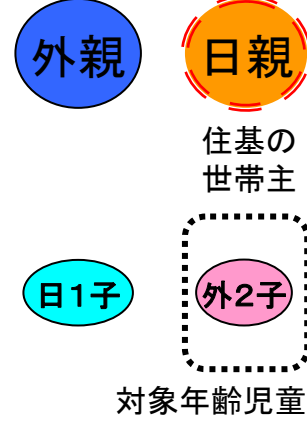
- ① 外登証により外親が外国人登録上の世帯主であることを確認。
- ② 外親、外1、外2の外登証を添付させ、外1子及び外2子の世帯主が外親となっているか確認。

ケースC



- ① 日本人の親が、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていること、及び子の外登証を添付して、申請。
- ② 日親と日2子が同一の世帯であることを住基で確認

ケースD



- ① 日本人の親が、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていること、及び子の外登証を添付して、申請。
- ② 日親と外2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

ケースE



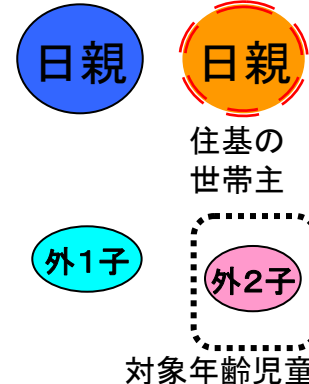
- ① 外親、外1の外登証を添付させるとともに、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていることを証明のうえ、申請。
- ② 外親と日2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

ケースF



- ① 外親の外登証を添付させるとともに、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていることを証明のうえ、申請。
- ② 外親と日2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

ケースG



- ① 外1、外2の外登証を添付させるとともに、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていることを証明のうえ、申請。
- ② 日親と外2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

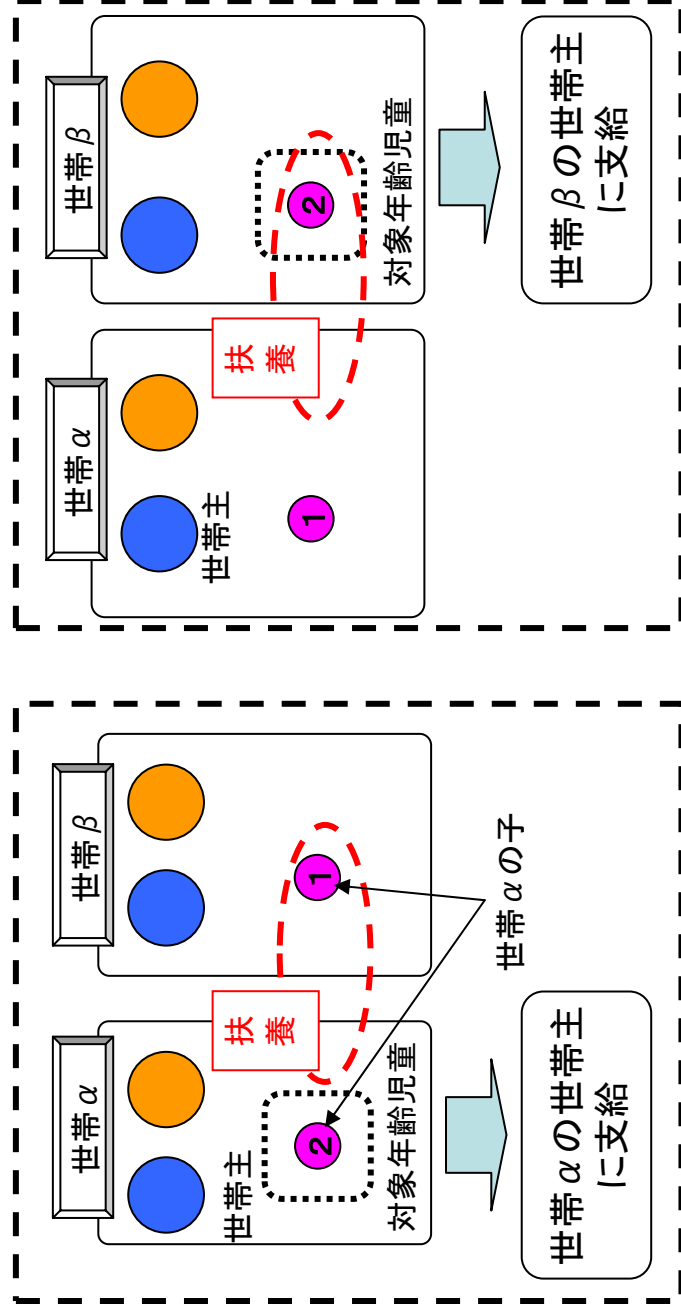
が支給対象者

※代理申請を認める方向で検討中

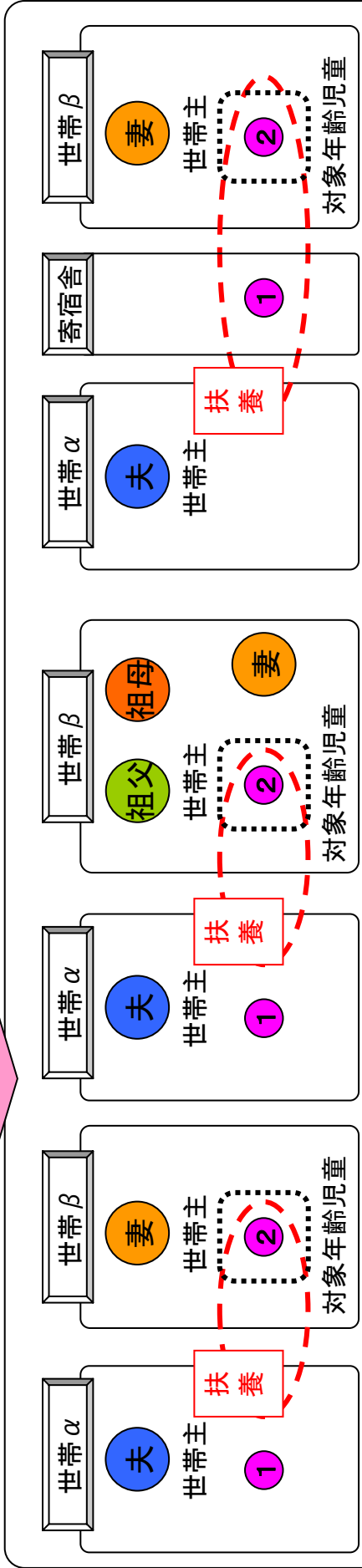
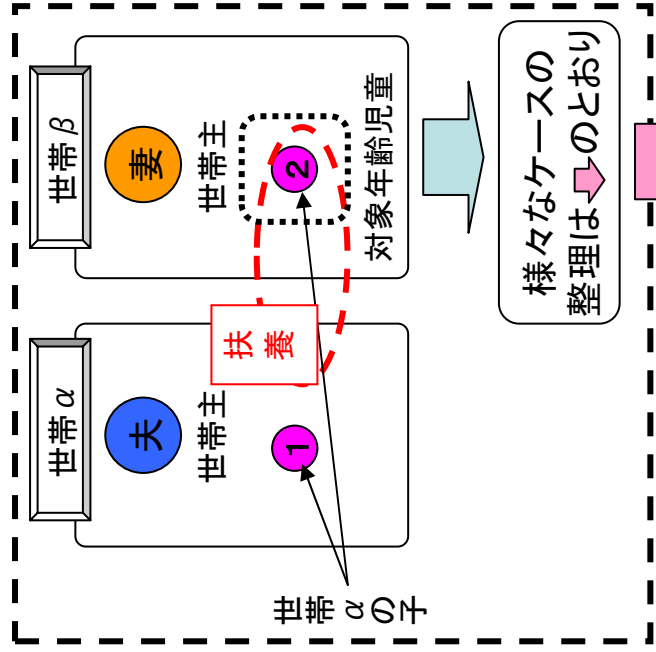
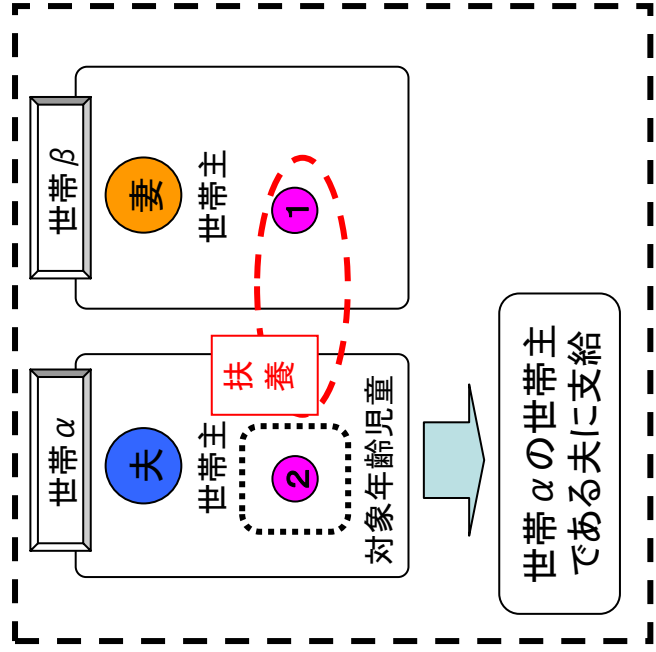
【子育て応援特別手当の支給に係る原則】

- ① 住民基本台帳の同一世帯に属する支給対象となる子につき、世帯主に支給する。
- ② 第2子以降の子が属する世帯の世帯主に対して支給する。
- ③ 第1子と第2子以降の子が別居している場合については、これらの子が一の者の扶養に入っている場合には、第2子以降の子と第1子が同居しているものとみなし、当該第2子以降の子が属する世帯の世帯主ごとに子育て応援特別手当を支給する。

1. 子と親が別居しているケース



2. 単身赴任ケース



①及び②の医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていること、及び世帯βの世帯に②の住民登録があることを住基で確認した上で世帯βの世帯主に支給。

子育て応援特別手当 申請書

【イメージ修正版】

市区町村受付印

市区町村長 殿

世帯主

(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日	性別	住 所		
		明治 大正 昭和 平成	男・女	電話 ()		
受取方法	金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナ)	
1 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 2 ゆうちょ銀行 3 窓口	銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座			
		支店コード				
ゆうちょ銀行を選択された場合には、 貯金通帳の見開き左上 または キャッシュカード に記載された 記号・番号 をお書きください				記号(左端めでお書きください。)	番号(右端めでお書きください。)	

1 同居する子ども(イに該当する子どもについて年齢の高い順にお書きください。)

	氏 名	続柄	生 年 月 日	扶養する者の氏名	扶養する者との続柄
1人目			平成 . .		
2人目			平成 . .		
3人目			平成 . .		
4人目			平成 . .		
5人目			平成 . .		
6人目			平成 . .		

ロに該当する子どものうち、第2子以降の子ども数

人

ロに該当する子どもが1人目となる場合に、同じ方に扶養される子どもの中では第2子以降に該当するときはお書きください。その場合は、扶養されていることを証する書類(医療保険被保険者証または扶養控除申告書など)の写しを添付してください。

2 別居する子ども(イに該当する子どもについてお書きください。)

氏 名	生 年 月 日	扶養する者の氏名	扶養する者との続柄	住 所
	平成 . .			

イ 生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

ロ 生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

- ① 子育て応援特別手当の受領等に関して、受給資格の有無及び所得状況等について公簿で確認することに同意します。
- ② 公簿等で確認ができない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ 当該申請に係る世帯主の所得が〇市区町村子育て応援特別手当支給事業実施要綱第〇条に定める所得を超えていたことが判明した場合には子育て応援特別手当の返還に応じます。

上記の事項に同意の上、子育て応援特別手当を申請します。

平成 年 月 日

申請者氏名		印
-------	--	---

* 記名押印に代えて署名することができます。

代理人	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所	
		明治 大正 昭和 平成	男・女	電話 ()	

上記の者を世帯主の代理人と認め、子育て応援特別手当の申請を委任します。

平成 年 月 日

世帯主氏名		印
-------	--	---

* 記名押印に代えて署名することができます。

① 平成21年2月1日現在の世帯主を記載して下さい。

② 振込ができない場合がありますので、長期間使用していない口座を振込口座に指定しないで下さい。

③ 振込みの口座は、世帯主または申請者名義の口座を記入して下さい。口座名義は、世帯主氏名または申請者氏名のいずれかにして下さい。ただし、民生委員等が代理人となる場合は、世帯主名義の口座として下さい。

④ ゆうちよ銀行の口座を指定する場合は、通常貯金通帳(総合口座通帳または郵便貯金総合通帳)の表紙をめくった見開きページの上部に印字またはキャッシュカードに記載された「(記号5桁(6桁目があるときはハイフンの後に記入して下さい))-(番号8桁以内)」を記入してください。なお、通常貯蓄貯金への振込みはできませんので、ご注意ください。

⑤ 住民票に記載されているイに該当する子どもを年齢順に記入して下さい。

⑥ ⑤の1人目の子どもが、ロに該当し、かつ、兄弟等が別居しているために第2子とならないときで、1人目の子どもと兄弟等が同じ方に扶養されている場合に記入して下さい。また、扶養されていることを証する書類を添付して下さい。

⑦ 子育て応援特別手当の支給対象となる子どもの数を記入して下さい。手当の支給額は、(支給対象となる子どもの数)×(3万6千円)となります。

⑧ 申請者氏名は、世帯主の氏名または世帯主から委任を受けた世帯主と同居している世帯員の氏名を記入して下さい。なお、民生委員等が委任を受けた場合の申請者氏名は、世帯主の氏名を記入して下さい。

⑨ 代理人となれるのは、原則として、世帯主と同居している世帯員に限ります。

⑩ 世帯主の署名が困難であるときなどには、民生委員等が代理人となることができます。この場合には、その事情を証する書類を添付して下さい。

子育て応援特別手当 申請書 【イメージ修正版】

市区町村受付印

市区町村長 殿

世帯主

(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日	性 別	住 所	
①		明治 大正 昭和 平成	男・女		
受取方法	金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナ)
1 金融機関(ゆうちよ銀行を除く)	銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	② 一般の 金融機関用	③
2 ゆうちよ銀行		支店コード		記号(左端からお書きください。)	番号(右端からお書きください。)
3 窓 口		ゆうちよ銀行を選択された場合には、 貯金通帳の見開き左上または キャッシュカードに記載された 記号・番号をお書きください		④ ゆうちよ銀行用	

1 同居する子ども(イに該当する子どもについて年齢の高い順にお書きください。)

	氏 名	続柄	生 年 月 日	扶養する者の氏名	扶養する者 との続柄
1人目	⑤		平成 . .	⑥	
2人目			平成 . .		
3人目			平成 . .		
4人目			平成 . .		
5人目			平成 . .		
6人目			平成 . .		

ロに該当する子どものうち、第2子以降のこの数

⑦人

ロに該当する子どもが1人目となる場合に、同じ方に扶養される子どもの中では第2子以降に該当するときはお書きください。その場合は、扶養されていることを証する書類(医療保険被保険者証または扶養控除申告書など)の写しを添付してください。

2 別居する子ども(イに該当する子どもについてお書きください。)

氏 名	生 年 月 日	扶養する者の氏名	扶養する者 との続柄	住 所
⑥	平成 . .			

イ 生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

ロ 生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

- 子育て応援特別手当の受領等に関して、受給資格の有無及び所得状況等について公簿で確認することに同意します。
- 公簿等で確認ができない場合は、関係書類の提出を行います。
- 当該申請に係る世帯主の所得が〇市区町村子育て応援特別手当支給事業実施要綱第〇条に定める所得を超えていたことが判明した場合には子育て応援特別手当の返還に応じます。

上記の事項に同意の上、子育て応援特別手当を申請します。

平成 年 月 日

申請者氏名 ⑧

*記名押印に代えて署名することができます。

代理人	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	⑨	⑩	明治 大正 昭和 平成	男・女
		電話 ()		

上記の者を世帯主の代理人と認め、子育て応援特別手当の申請を委任します。

平成 年 月 日

世帯主氏名 ⑩

*記名押印に代えて署名することができます。

定額給付金
 子育て応援特別手当

申請書(請求書)【イメージ】

市区町村受付印

市区町村長 殿

○ 世帯主(申請・受給者)

平成 年 月 日

(フリガナ) 氏 名		住 所	
印		電話 ()	

* 記名押印に代えて署名することができます。

下記の事項に同意の上、定額給付金(及び子育て応援特別手当)を申請します。

- 定額給付金(及び子育て応援特別手当)の受給等に関して、受領資格の有無及び所得状況等について、公簿等で確認することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 市町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、**〇〇までに**、市町村が申請・受給者(代理人を含みます。以下同じ。)に連絡・確認できない場合には、市町村は当該申請が取下げられたものとみなします。

○ 給付対象者(世帯主を含む給付者について、お書きください。)

氏 名	続柄	生 年 月 日	給 付 額	要否※
1				<input type="checkbox"/>
2				<input type="checkbox"/>
3				<input type="checkbox"/>
4				<input type="checkbox"/>
5				<input type="checkbox"/>
6				<input type="checkbox"/>
合 計				

※ 定額給付金を希望されない方は、×印をご記入ください

上記給付対象者のうち、子育て応援特別手当の対象となることの数	①	人	上記給付対象者のうち、別居していることを加えると子育て応援特別手当の対象となることにも該当する場合は、別居していることについて記入してください。	子育て応援特別手当の額 ①×36,000円
--------------------------------	---	---	--	--------------------------

別居することの氏名	生 年 月 日	扶養する者の氏名	扶養する者との続柄	住 所
平成 年 月 日				

イ 子育て応援特別手当の対象となること...生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までであって、第2子以降であること

ロ 別居すること...生年月日が平成2年4月2日以降であって、子育て応援特別手当の対象となることと同一の方に扶養されていること

○ 定額給付金(及び子育て応援特別手当)の受取方法(希望の受取方法をチェック(□に✓)の上、必要事項を記入して下さい。)

□ 指定の金融機関口座(申請・受給者の名義に限りです。)への振込を希望

- この口座が**水道料、税**等の引落とし又は払込みに現に使用している口座であって、申請・受給者の名義である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要があります。)
また、申請・受給者の口座の確認について、**水道部局、税部局**等に照会を行うことを承諾します。
(希望する口座) 水道料引落口座 〇〇税引落等口座 〇〇口座...

【受取口座記入欄】

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右側までお書きください。)	口座名義(フリガナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行(郵便局) (通常貯蓄貯金への振込はできません)		記号(左側までお書きください。) (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	番 号(右側までお書きください。)	口座名義(フリガナ)
貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。		1 0 - ※		

□ 申請書を窓口で提出し、現金による支給を希望(申請書の返送の必要はありません。)
(金融機関の口座がない方、金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方となります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	印	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 { 定額給付金 } の { 申請・請求 } を委任します。 { 子育て応援特別手当 } の { 申請・請求及び受給 }			世帯主氏名 印

* 記名押印に代えて署名することができます。

×

毛

A large rounded rectangular box with a solid black border and a dashed horizontal line for writing. The box is empty and occupies most of the page.

Ⅱ. 広報関係

Q1. どうして第2子以降の3～5歳の子が対象なの？

A1. 多子世帯の負担軽減に配慮しつつ、一般に保育所又は幼稚園に子どもが共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること、2歳までの子どもには、別途、児童手当制度において乳幼児加算が行われていることなどを総合的に考慮したものです。

なお、今回の対象とならない子どもであっても、児童手当や定額給付金の対象となります。

Q2. わが家はおじいちゃんと一緒に住んでいて、世帯主はおじいちゃんです。この場合の支給先は親のわたしになるのでしょうか？

A2. 子育て応援特別手当は、子の親か否かにかかわらず、世帯主に支給します。この場合ですと、世帯主のおじいちゃんが支給先となります。

Q3. 子育て応援特別手当は課税対象になるの？

A3. 子育て応援特別手当の所得税・個人住民税上の取り扱いは一時的所得とされます。これには50万円の特別控除額があるため、他に一時所得がない場合には、課税されません。

Q4. 申請期限を過ぎてしまったらどうなるの？

A4. 子育て応援特別手当は申請により支給されます。申請期限は受付開始日から6ヶ月となっておりますので、忘れずに申請をしてください。もし、申請期限までに申請がなかった場合は、辞退とみなされることとなります。

Q5. 子育て応援特別手当はこれから毎年支給されるの？

A6. 子育て応援特別手当は、「生活対策」に基づくものであり、定額給付金と同じように、平成20年度限りの措置です。

Q6. 子育て応援特別手当を受け取ると、定額給付金は受け取れなくなるの？

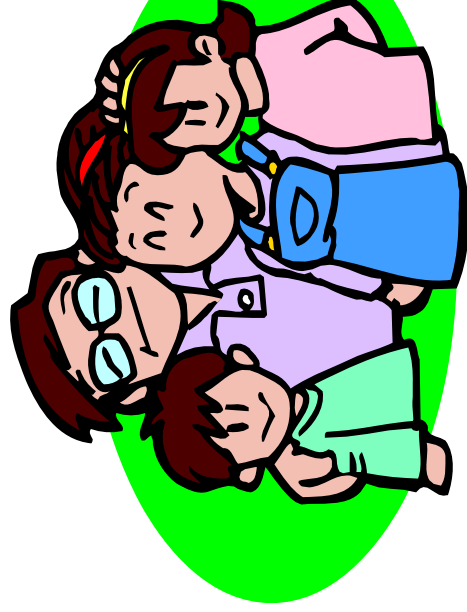
A6. 子育て応援特別手当と定額給付金は、どちらも政府の「生活対策」に盛り込まれたものです。それぞれ趣旨・目的が異なりますので、同時に受け取れます。

その他ご不明な点は
お住まいの市町村にお問い合わせください。

厚生労働省HPにも関係する情報を掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/index.html>

生活対策 子育て応援 特別手当

子育て応援特別手当を受けるためには、
申請が必要です！



お問い合わせ先



子育て応援特別手当とは

目的

子育て応援特別手当は、平成20年10月30日に決定された「生活対策」の一環です。

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給します。

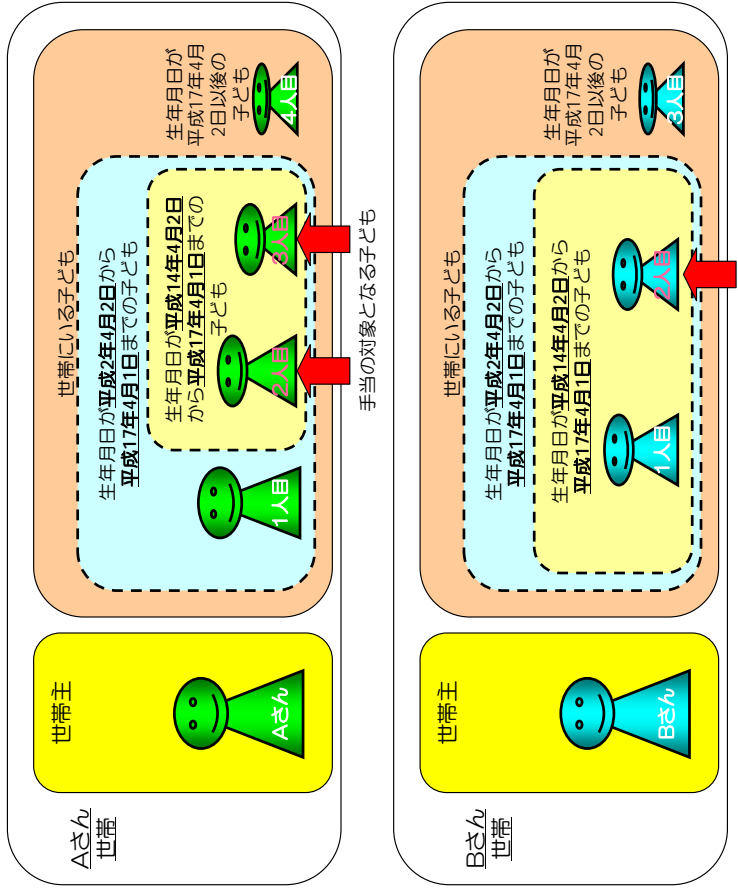
対象となる子ども

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども（具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども）であって、第2子以降の子どもが対象となります。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども（具体的には生年月日が平成2年4月2日以後の子ども）の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）



手当の額

対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。手当の支給は、1回払いとなります。

申請の手続き

手当の支給には、対象となる子どもと同居している世帯主が、住所地の市町村に対して申請を行っていただくことが必要です。

手当の受け取りは、原則として、口座振込みとなります。

手当の申請受付の開始は、各市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

申請期限は受付開始から6ヶ月となっています。対象となる方は、忘れずに申請をして下さい。

※申請の際には、ご本人の確認をさせていただきますので、運転免許証、住基カード、パスポート、外国人登録証明書などをお持ちください。

※振込口座の氏名と番号を確認するため、申請書には通帳の写しを添付してください。

※ゆうちょ銀行を振込先とする場合には、通帳の記号・番号を記入することになります。

子育て応援特別手当 申請書

市区町村長 殿

世帯主

氏名 (ふりがな) 氏名		性別		住所	
明治 大正 昭和 平成		・		電話 ()	
受取方法		金融機関名	支店名	分類	口座番号 (フリガナ)
1 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		銀行 金融 信連 信連 信連	支店コード	普通 当座 定期	
2 ゆうちょ銀行		ゆうちょ銀行を指定した場合には、 貯蓄型の口座に記入してください		記号 (強制) でお書きください	番号 (強制) でお書きください
3 窓口		窓口・郵送をお書きください			

1 同居する子どもに該当する子どもについて年齢の高い順にお書きください。

氏名	続柄	生年月日	扶養する者の氏名	扶養する者との続柄	住所
1人目		平成			
2人目		平成			
3人目		平成			
4人目		平成			
5人目		平成			
6人目		平成			

口に該当する子どもが1人目となる場合に、同じ方に扶養されることの中で、新しい順に該当するときはお書きください。その場合は、扶養されていることを証する書類(医療保険被保険者証または扶養控除申告書など)の写しを添付してください。

2 別居する子どもに該当する子どもについてお書きください。

氏名	生年月日	扶養する者の氏名	扶養する者との続柄	住所
	平成			

1 生年月日が平成24年4月2日から平成27年4月1日までの子ども

口 生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

① 子育て応援特別手当の受領等に関して、受給資格の有無及び所得状況等について公簿で確認することに同意します。

② 公簿等で確認ができない場合は、関係書類の提出を行います。

③ 当該申請に係る世帯主の所得が市区町村子育て応援特別手当支給事業実施要綱第〇条に定める所得を超えていたことが判明した場合には子育て応援特別手当の返還に応じます。

上記の事項に同意の上、子育て応援特別手当を申請します。

申請者氏名

平成 年 月 日

* 記名押印に代えて署名してください。

代理人	氏名 (ふりがな)	生年月日	性別	住所
	明治 大正 昭和 平成	・	男女	電話 ()

上記の者を世帯主の代理人と認め、子育て応援特別手当の申請を委任します。

世帯主氏名

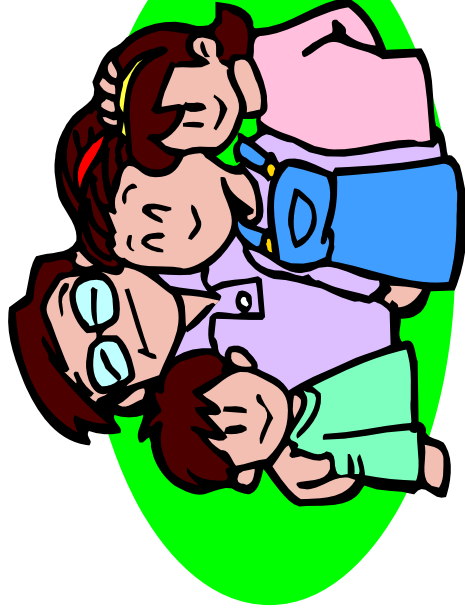
平成 年 月 日

* 記名押印に代えて署名してください。

ご不明な点は
お住まいの市町村に
お問い合わせください。

厚生労働省HPにも関係する情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/index.html>



子育て応援特別手当を受けするためには、
申請が必要です！

お問い合わせ先



厚生労働省・都道府県・市町村

生活対策

子育て応援特別手当

子育て応援特別手当 関係資料
H21.2.27 資料5-1②

子育て応援特別手当とは

目的

子育て応援特別手当は、平成20年10月30日に決定された「生活対策」の一環です。

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給します。

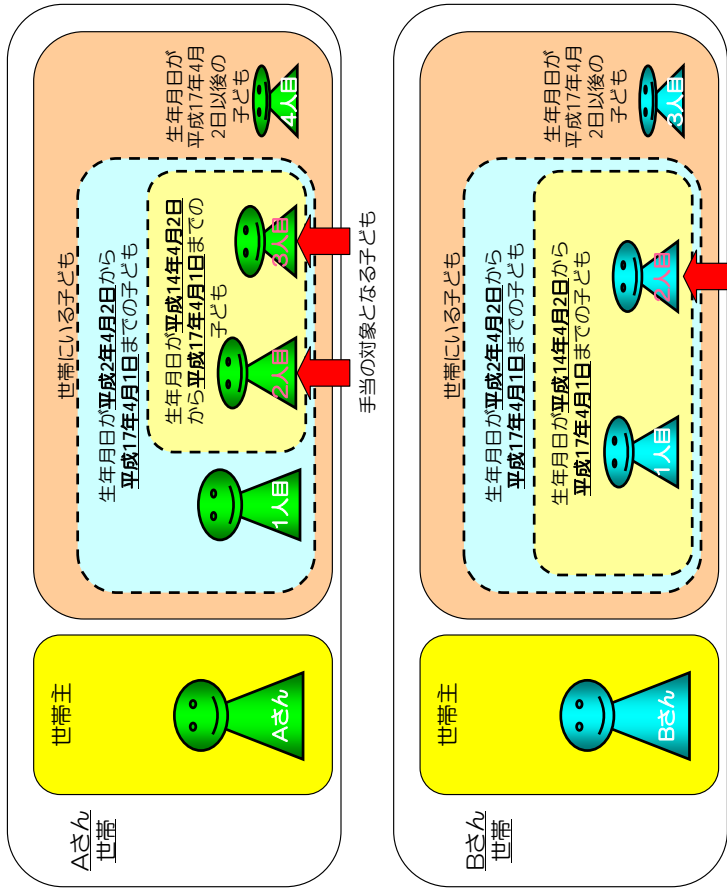
対象となる子ども

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども（具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども）であって、第2子以降の子どもが対象となります。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども（具体的には生年月日が平成2年4月2日以後の子ども）の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人々に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）



手当の額

対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。手当の支給は、1回払いとなります。

申請の手続き

手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が、住所地の市町村に対して申請を行っていただくことが必要です。

手当の受け取りは、原則として、口座振込みとなります。

手当の申請受付の開始は、各市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

申請期限は受付開始から6ヶ月となっています。対象となる方は、忘れずに申請をして下さい。

※申請の際には、ご本人の確認をさせていただきますので、運転免許証、住基カード、パスポート、外国人登録証明書などをお持ちください。

※振込み口座の氏名と番号を確認するため、申請書には通帳の写しを添付してください。

※ゆうちょ銀行を振込先とする場合には、通帳の記号・番号を記入することになります。

生活対策

子育て応援特別手当

多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、
対象となる世帯に子育て応援特別手当を支給します
平成20年度の緊急措置です

対象は

生年月日が
平成14年4月2日から平成17年4月1日まで
に該当する第2子以降の子ども

受取方

世帯主からの申請により
対象となる子ども1人あたり **3万6千円** を
支給します

申請の受付は、**〇月〇日**から**△月△日**までです

申請をお忘れなく！



〇〇役場〇〇課へ
子育て応援特別手当申請書を
ご提出ください

【申請の際にご本人の確認をさせていただきます】

お問合せは、〇〇役場〇〇課まで



子育て応援特別手当の当面の政府広報について（予定）

I テレビ

○「キク！みる！」（5分程度）

3月20日(金)	22時52分	フジテレビ
3月26日(木)	21時54分	関西テレビ

○「ご存じですか～くらしナビ最前線～」（5分程度）

3月20日(金)	11時25分	札幌テレビ 青森放送 テレビ岩手 宮城テレビ 秋田放送 山形放送 福島中央テレビ 日本テレビ テレビ新潟 北日本放送 テレビ金沢 山梨放送 テレビ信州 中京テレビ 静岡第一テレビ 読売テレビ 日本海テレビ 西日本放送 広島テレビ 山口放送 四国放送 南海放送 高知放送 福岡放送 長崎国際テレビ 熊本県民テレビ テレビ大分 鹿児島読売テレビ 沖縄テレビ
	11時40分	福井放送 テレビ宮崎

II ラジオ（定額給付金と併せて実施）

○「中山秀征のBeautiful Japan」（30分程度）

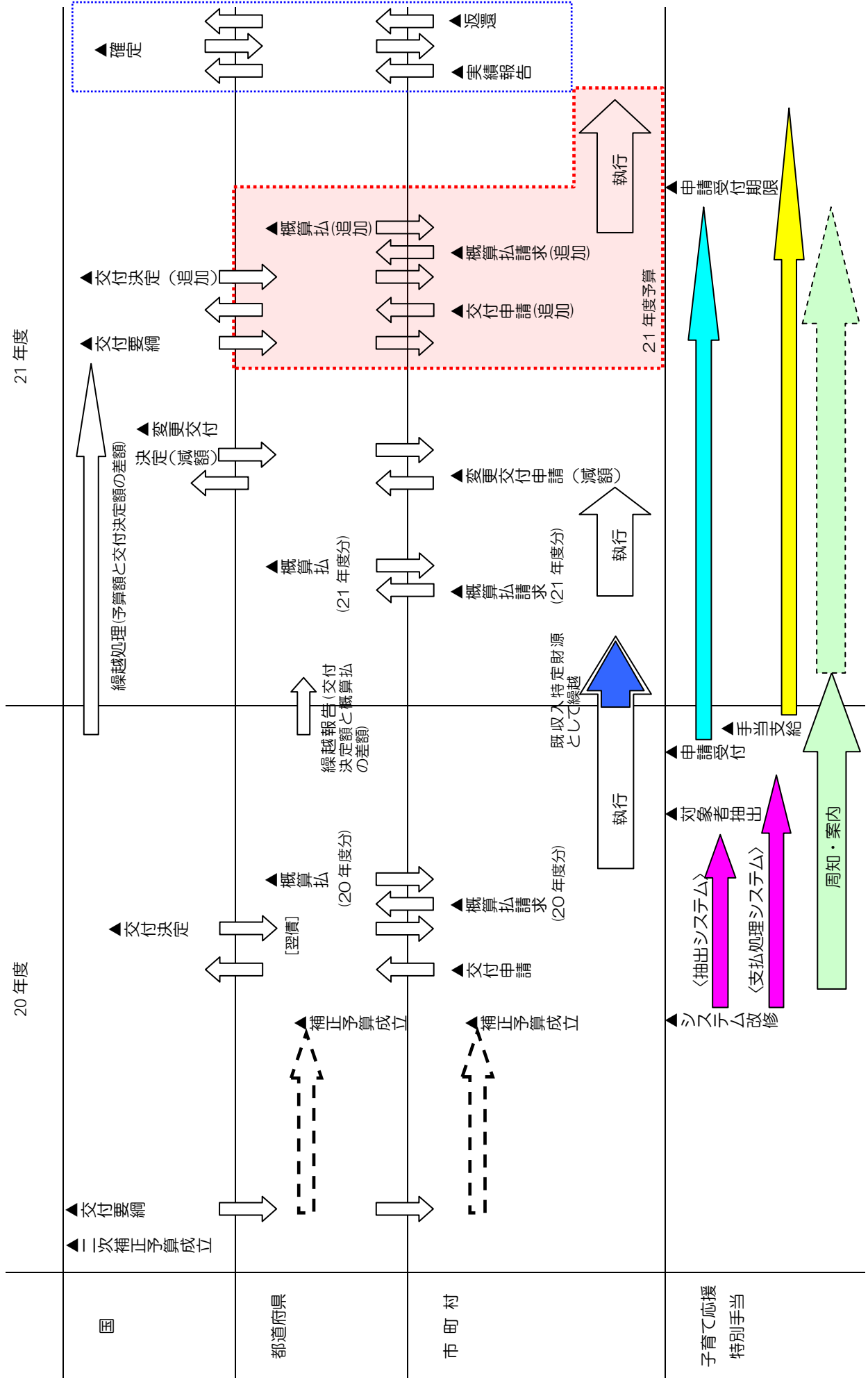
3月21日(土)	8時00分	FM徳島 FM愛媛 FM佐賀
	8時30分	FM岩手 FM静岡 kiss-FM神戸
	9時00分	FM新潟 FM福井
	9時30分	FM山形 FM福島 FM東京 FM栃木 FM群馬 FM富山 FM石川 FM長野 岐阜FM放送 FM愛知 FM三重 FM滋賀 FM大阪 FM山陰 FM岡山 広島FM放送 FM山口 FM香川 FM高知 FM福岡 FM長崎 FM熊本 FM大分 FM鹿児島 FM沖縄
	12時00分	FM宮崎
3月22日(日)	8時00分	FM青森
	8時30分	FM仙台
	9時30分	FM北海道 FM秋田

○「栗村智のHAPPY！ニッポン！」（30分程度）

3月21日(土)	7時00分	ニッポン放送
3月22日(日)	6時30分	朝日放送
	7時30分	東北放送
	8時00分	STVラジオ放送 新潟放送 中国放送 ラジオ沖縄
	8時30分	西日本放送
	9時30分	九州朝日放送
	10時30分	東海ラジオ放送

Ⅲ. その他

子育て応援特別手当に係る資金の流れ〈イメージ〉





厚生労働省発雇児第0128002号

平成21年1月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

平成20年度子育て応援特別手当交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度子育て応援特別手当交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

なお、本要綱の施行日については、別途通知する。

また、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知につき、配慮願いたい。

別紙

平成20年度子育て応援特別手当交付金交付要綱

(通則)

- 1 子育て応援特別手当交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）を実施主体として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第2子以降の子に対し、子育て応援特別手当を支給することにより、子育て家庭に対する生活安心の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、平成21年1月28日雇児発第0128001号雇用均等・児童家庭局長通知「子育て応援特別手当の実施について」の別添「子育て応援特別手当交付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき、市町村が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、支給要領の第1の2に定める支給対象となる子の人数に3万6千円を乗じて得た額とする。

(交付金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速

やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これをとりまとめのうえ別紙様式3による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (3) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに都道府県知事に提出して行わなければならない。
- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これをとりまとめのうえ別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (3) 指定都市及び中核市の市長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 10 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 1 1 特別の事情により4、7、8及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

子育て応援特別手当交付金調書

平成 年度
厚生労働省所管 一般会計

(自治体名)

	国	地方公共団体								備考										
		歳入				歳出														
		科目	予算額	決算額	交付決定額	科目・	予算額	うち交付金相当額	決算額		うち交付金相当額									
(組織) 厚生労働本省 (項) 地域子育て支援対策費 (目) 子育て応援特別手当交付金	交付決定額		円																	

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 本交付金に係る歳出予算額の繰越が行われた場合において、翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金調書の作成は、本表に準じて記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成20年度子育て応援特別手当交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業
- 2 交付申請額 金*****円
- 3 支給対象となる子の数 人
- 4 歳出歳入予算書抄本

(別紙様式3)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成20年度子育て応援特別手当交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業
- 2 交付申請額 金*****円
- 3 交付申請額内訳表（別表）

(別表)

交 付 申 請 額 内 訳 表

市町村名	支給対象 となる子の数	交付申請額 (支給対象となる子の数 ×36,000円)
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
	人	円
(合 計)	人	円

(別紙様式 4)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成 20 年度子育て応援特別手当交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業

2 確定を受けようとする額（要国庫補助額）

金*****円

3 支給対象となる子の数 人

4 支給開始年月日 年 月 日

5 事業完了年月日 年 月 日

6 歳出歳入決算書（又は見込み書）抄本

(別紙様式5)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成20年度子育て応援特別手当交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給事業
- 2 実績報告額内訳表（別表）

(別表)

実績報告額内訳表

市町村名	支給対象となる子の数 a	要国庫補助額 (a × 36,000円) b	交付決定額	受入額 c	差引過△不足額 c-b	支給開始年月日	事業完了年月日
	人	円	円	円	円	年月日	年月日
	人	円	円	円	円	年月日	年月日
	人	円	円	円	円	年月日	年月日
	人	円	円	円	円	年月日	年月日
	人	円	円	円	円	年月日	年月日
	人	円	円	円	円	年月日	年月日
	人	円	円	円	円	年月日	年月日
	人	円	円	円	円	年月日	年月日
	人	円	円	円	円	年月日	年月日
	人	円	円	円	円	年月日	年月日
(合計)	人	円	円	円	円	年月日	年月日



厚生労働省発雇児第0128003号

平成21年1月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

なお、本要綱の施行日については、別途通知する。

また、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知につき、配慮願いたい。

別 紙

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱

(通 則)

- 1 子育て応援特別手当事務取扱交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、子育て応援特別手当の支給に伴う都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の実施事務に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、平成21年1月28日雇児発第0128001号雇用均等・児童家庭局長通知「子育て応援特別手当の実施について」の別添「子育て応援特別手当交付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき市町村が行う子育て応援特別手当の支給に伴う実施事務及び都道府県が行う連絡調整に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 都道府県分

(ア) 第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
子育て応援特別手当事務取扱交付金	(1 都道府県当たり) 1,200,000円	超過勤務手当 賃金職員 職員旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）

	役務費（通信運搬費等） 使用料及び賃借料 （注）上記の対象経費については、生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）を受けて開始された子育て応援特別手当の事務に係るものであれば、対象として差し支えないものとする。
--	---

なお、対象経費の実支出額の算出に当たっては、平成21年1月28日総行政第18号総務事務次官通知の別添「定額給付金給付事業費補助金交付要綱」の第2条に定める定額給付金（以下「定額給付金」という。）の連絡調整に係る事務費（会場借料、職員旅費等）と一体的に処理する場合には、各々の支給件数により按分するなどして算出した経費を計上すること。

（2）市町村分

- （ア）第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （イ）（ア）により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
子育て応援特別手当事務取扱交付金	（1市町村当たり） （1）基本分 500,000円 （2）加算分 （（1）の基本分に加え次ぎの額を加算） 支給対象となる子の人数×1,400円 ※支給対象となる子とは、支給要領第1の2に定める子という。	超過勤務手当 賃金職員 職員旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費） 役務費（振込手数料、郵送料等） 使用料及び賃借料（事務用機器借上費） 委託料（広報委託等） （注）上記の対象経費については、生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）を受けて開始された子育て応援特別手当の事務に係るものであれば、対象として差し支えないものとする。

なお、対象経費の実支出額の算出に当たっては、定額給付金の支給に係る事務費（システム改修費を除く。）と一体的に処理する場合には、各々の支給件数により

按分するなどして算出した経費を計上すること。

(交付金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これをとりまとめのうえ別紙様式3による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - (3) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに都道府県知事に提出して行わなければならない。

- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを取りまとめのうえ別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (3) 指定都市及び中核市の市長は、事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 10 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 11 特別の事情により4、7、8及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

子育て応援特別手当事務取扱交付金調書

平成 年度
厚生労働省所管 一般会計

(自治体名)

国	地方公共団体										備考	
	歳入					歳出						
	歳出予算科目	交付決定額	科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち交付金相当額	決算額	うち交付金相当額		
(組織) 厚生労働本省 (項) 地域子育て支援対策費 (目) 子育て応援特別手当事務取扱交付金		円		円	円		円	円	円	円		

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 本交付金に係る歳出予算額の繰越が行われた場合において、翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金調書の作成は、本表に準じて記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費
- 2 交付申請額 金*****円
- 3 添付書類
 - ・ 交付申請額算出表（市町村分） 《別表1》
 - ・ 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（市町村分） 《別表2》
 - ・ 歳出歳入予算書抄本

(別表1)

交付申請額算出表 (市町村分)

市町村名	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a - b) c	対象経費の 支出予定額 d	支給対象 となる子の数 e	基準額 (500,000円 + e × 1,400円) f	交付申請額 (cとdとfの いずれか低い方の額)
	円	円	円	円	人	円	円

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (市町村分)

市町村名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(別紙様式3)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費

2 交付申請額 金*****円

都道府県分 金*****円

市町村分 金*****円

3 添付書類

- ・ 交付申請額算出表（都道府県分） 《別表1》
- ・ 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（都道府県分） 《別表2》
- ・ 交付申請額内訳表（市町村分） 《別表3》

(別表1)

交付申請額算出表(都道府県分)

都道府県名	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a - b) c	対象経費の 支出予定額 d	基準額 e	交付申請額 (cとdとeの いずれかが低い方の額)
	円	円	円	円	円 1,200,000	円

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (都道府県分)

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(別表3)

交付申請額内訳表 (市町村分)

市町村名	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a - b) c	対象経費の 支出予定額 d	支給対象 となる子の数 e	基準額 (500,000円 + e × 1,400円) f	交付申請額 (cとdとfのいずれか 低い方の額)
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
	円	円	円	円	人	円	円
(合計)					人		円

(別紙様式4)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長 印

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費

2 添付書類

- ・実績報告額算出表（市町村分） 《別表1》
- ・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（市町村分） 《別表2》
- ・歳出歳入決算書（又は見込み書）抄本

(別表1)

実績報告額算出表 (市町村分)

市町村名

総事業費	a	寄付金 その他の 収入	b	差引額 (a - b)	c	対象経費の 実支出額	d	支給対象 となる子 の数	e	基準額 (500,000円 + e × 1,400円)	f	要国庫 補助額 (cとdとf のいずれか低 い方の額)	g	交付決定額	h	受入額	i	差引過 △不足額 (i - g)	事業実施期間
	円		円	円	円	円	円	人		円	円	円	円	円	円	円	円		年 月 日 ～ 年 月 日

(別表 2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (市町村分)

市町村名

費 目	品目等	数 量	単 価	金 額	備 考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注 1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注 2) 本表の金額の合計が別表 1 の「対象経費の実支出額」と一致すること。

(別紙様式5)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 事業の目的 子育て応援特別手当の支給に係る事務費

2 添付書類

- ・実績報告額算出表（都道府県分） 《別表1》
- ・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（都道府県分） 《別表2》
- ・実績報告額内訳表（市町村分） 《別表3》

(別表1)

実績報告額算出表(都道府県分)

都道府県名

総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a-b) c	対象経費の 実支出額 d	基準額 e	要国庫 補助額 (cとdとeの いずれか低い方 の額) f	交付決定額 g	受入額 h	差引過 △不足額 (h-f)	事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
円	円	円	円	円 1,200,000	円	円	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日

(別表2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (都道府県分)

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
需用費 消耗品費 〇〇費 〇〇〇費			円	円	
(合計)					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の実支出額」と一致すること。

(別表3)

実績報告額内訳表（市町村分）

市町村名	総事業費 a	寄付金 その他の 収入 b	差引額 (a-b) c	対象経費の 実支出額 d	支給対象 となる子 の数 e	基準額 (500,000円+ e×1,400円) f	要国庫 補助額 (cとdとf のいずれか低 い方の額) g	交付決定額 h	受入額 i	差引過 △不足額 (i-g)	事業実施期間
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ～ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ～ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ～ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ～ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ～ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ～ 年 月 日
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	年 月 日 ～ 年 月 日
(合計)					人					円	



雇児発第0128001号
平成21年1月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子育て応援特別手当の実施について

平成20年10月30日に新たな経済対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議合同会議においてまとめられた「生活対策」に基づき、現下の厳しい財政事情に鑑み、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、別添の内容により、子育て応援特別手当の支給を行うこととしたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知につき、配慮願いたい。

別 添

子育て応援特別手当交付金支給要領

第1 支給対象者及び支給対象となる子

1 支給対象者

子育て応援特別手当の支給対象者は、平成21年2月1日（以下「基準日」という。）において、2に定める「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ① 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日より前の日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて当該市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）

ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）

- ② 当該市町村の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者

- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年制令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合は、住民基本台帳又は外国人登録原票において、当該死亡した者の住居地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた者のうちから選ばれた者

2 支給対象となる子

子育て応援特別手当の支給対象となる子は、以下のいずれかに掲げる者とする。

- ① 世帯に属する3歳以上18歳以下の子（平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子）（以下「特別手当支給基礎児童」という。）が2人以上おり、かつ、特別手当支給基礎児童のうち第2子以降である就学前3学年の子（平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子。以下同じ。）であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

ア 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日より前の日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市

町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて当該市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。)

イ 当該市町村の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者

- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年制令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

② 世帯に属する就学前3学年の子（①に該当する者を除く。）が世帯主又は世帯主以外の者に扶養されている場合で、当該世帯主又は世帯主以外の者に扶養されている者のうち特別手当支給算定基礎児童が2人以上おり、かつ、当該就学前3学年の子が第2子以降の子であるときの当該就学前3学年の子であって、①のア又はイに該当する者

第2 支給額

支給額は、第1の2に掲げる支給対象となる子1人につき3万6千円とする。

第3 支給方法等

1 申請及び支給の方法

市町村は、支給対象者に対し、申請に必要な書類を送付又は配布する。（当該市町村の規模等を勘案してこれに替わる適当な手段がある場合は、それにより伝達することも可）

支給対象者は、郵送又は窓口への提出により支給の申請を行い、市町村は、審査の上支給を決定し、当該者が指定した口座への振込又は現金による窓口での交付により子育て応援特別手当を支給する。なお、現金の交付による支給は、可能な限り、振込による支給が困難である場合に限り行うこととする。

なお、支給に当たっては、郵送による申請又は窓口における申請のいずれの場合においても、公的身分証明書等により、十分な本人確認を行った上で、支給を決定することとする。

2 支給申請受付開始日及び申請期限

市町村は、子育て応援特別手当の支給についてできる限り速やかに開始するものとし、具体的な支給申請受付開始日は、市町村において決定することとする。また、支給対象者による申請期限は、当該市町村における支給申請受付開始日から6月とする。

第4 その他

所得を基準とする支給の差異については、これを設けないことを基本とする。所得を基準とする支給の差異を設けることを希望する市町村は、所得（収入から必要経費（給与所得者の場合には、給与所得控除後）を控除した後の金額）が一定の基準額（基準額の下限は1800万円）以上の支給対象者について、子育て応援特別手当を支給しないことができることとする。この場合、支給の有無は、平成21年の所得を市町村の保有

する税情報により確認することにより判断する。返還された子育て応援特別手当については、返還に関連する事務費の一部に充てることができることとし、差額を国庫へ返納する。



雇児発第0128002号
平成21年1月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子育て応援特別手当の施行について

子育て応援特別手当は、現下の厳しい財政事情に鑑み、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として支給するものであるが、今月27日に本事業に要する経費を含む国の平成20年度補正予算（第2号）が国会における審議を経て成立したところである。

子育て応援特別手当の実施については、本日付けで「平成20年度子育て応援特別手当交付金交付要綱（厚生労働省発雇児第0128002号）」及び「平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱（厚生労働省発雇児第0128003号）」を通知したところであるが、その施行については、下記のとおりとする。

子育て応援特別手当は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施する事業に対して国が交付金を交付するものであるが、事業の実施主体である市町村におかれては、事業の趣旨をご理解いただき、事業の効果を十分発揮するためにも、年度内の支給開始を目指し、早急に必要な補正予算を編成し、準備を進められるようお願いする。

都道府県におかれては、管内市町村に対して、本通知の内容を速やかにご連絡いただくとともに、市町村から交付金に係る各種申請書類が提出された場合は、速やかに当省に提出いただくようお願いする。

記

1 子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱については、本日施行する。

なお、子育て応援特別手当事務取扱交付金交付要綱にも記載しているとおり、子育て応援特別手当の支給に要する事務経費については、子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定前に執行した経費であっても、「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）を受けて開始された子育て応援特別手当の事務に係るものであれば、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象として差し支えないものである。

2 子育て応援特別手当交付金交付要綱については、現在国会において審議中の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案」の成立後に施行することとする。

子育て応援特別手当関係通知等一覧

NO	発出日	形式	送付先	内容
1	20.12.5	事務連絡	都道府県	子育て応援特別手当（仮称）について
2	20.12.8	事務連絡	都道府県	子育て応援特別手当交付金（仮称）等の交付の事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の事前協議について
3	20.12.20	事務連絡	都道府県	子育て応援特別手当に係る留意事項について
4	21. 1. 8	全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当関係課長会議場配付	—	①「子育て応援特別手当」の実施について（たたき台） ②「子育て応援特別手当」の支給について（概要） ③子育て応援特別手当の支給対象となる子について ④子育て応援特別手当の申請・支給事務フローイメージ ⑤子育て応援特別手当に係る資金の流れ（イメージ） ⑥申請書のイメージ ⑦子育て応援特別手当事業に係る予算積算の考え方 ⑧定額給付金事務説明会資料 ⑨子育て応援特別手当Q&A（Ver.1）

平成21年1月22日 平成20年度補正予算（第2号）成立

5	21. 1. 23	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当に係る交付要綱（案）等について
6	21. 1. 26	情報提供	都道府県 指定都市 中核市	定額給付金に係る外国人住民への周知について
7	21. 1. 27	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当事業（金融機関関係）の留意点について
8	21. 1. 28	事務次官通知	都道府県 指定都市 中核市	平成20年度子育て応援特別手当交付金の交付について
9	21. 1. 28	事務次官通知	都道府県 指定都市 中核市	平成20年度子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付について
10	21. 1. 28	局長通知	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当の実施について
11	21. 1. 28	局長通知	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当の施行について
12	21. 1. 29	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当Q&A（Ver.2）について
13	21. 2. 3	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当Q&A（Ver.3）について
14	21. 2. 3	情報提供	都道府県 指定都市 中核市	申請書様式（修正版）について
15	21. 2. 5	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当事務取扱交付金の平成20年度所要額の登録について（依頼）
16	21. 2. 9	総務課長通知	都道府県 指定都市 中核市	交付申請書の提出期限について（子育て応援特別手当事務取扱交付金）
17	21. 2. 10	情報提供	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当に係るリーフレット（案）について
18	21. 2. 12	大臣通知	都道府県	補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うこととする件について
19	21. 2. 13	情報提供	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当に係る広報関係資料について
20	21. 2. 17	事務連絡	都道府県	子育て応援特別手当に係る繰越事務等について
21	21. 2. 18	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当給付リストを作成するに当たっての留意事項について
22	21. 2. 19	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当事業（金融機関関係）に係るゆうちょ銀行における連絡窓口について
23	21. 2. 19	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当交付金の交付申請額及び平成20年度所要額の登録について（依頼）
24	21. 2. 20	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当Q&A（Ver.4）について
25	21.2.25	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	世帯主以外の者による子育て応援特別手当の申請・受給の代理について
26	21.2.26	事務連絡	都道府県 指定都市 中核市	子育て応援特別手当を受給する外国人の取扱いについて

×

毛

A large rounded rectangular box with a solid black border. Inside the box, there are 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, intended for handwriting practice. The lines are parallel to each other and span the width of the box.

